

「デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送の充実に関する研究会」 開催要綱

1 背景・目的

総務省においては、字幕放送・解説放送等拡充の推進に向けた施策の立案に資することを主たる目的として、「デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送に関する研究会」を平成18年10月から開催するとともに、その検討結果を踏まえ、平成19年10月、平成20年度から平成29年度までの字幕放送・解説放送の普及目標を定めた「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」（以下「行政指針」という。）を策定し、字幕放送等の視聴覚障害者向け放送の普及促進に向けた取組を推進してきたところである。

その後、アナログテレビジョン放送の終了や情報通信技術の進展、改正障害者基本法の制定等、視聴覚障害者向け放送を巡る状況が変化し、また、東日本大震災の発生を踏まえ、平時のみならず非常災害時においても、視聴覚障害者が放送を通じて確実に情報を取得することができる環境を整備するための取組を一層推進することが喫緊の課題となっている。

本研究会は、これら視聴覚障害者向け放送の現状・課題及び前回の研究会での議論を踏まえつつ、放送を通じた視聴覚障害者の情報の取得に向けた議論・検討を行うことにより、行政指針の見直しを始めとする、視聴覚障害者向け放送の拡充に向けた施策の企画・立案に資することを主たる目的とするものである。

2 名 称

本会の名称は「デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送の充実に関する研究会」と称する。

3 検討事項

- (1) 視聴覚障害者向け放送の現状及び課題について
- (2) 非常災害時における視聴覚障害者向け放送を通じた情報の取得の現状及び課題について
- (3) その他必要な事項

4 構成・運営

- (1) 本会は、総務大臣政務官（情報通信担当）が主催する。
- (2) 本会の構成員は、資料2のとおりとする。
- (3) 本会には、座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は総務大臣政務官（情報通信担当）が指名し、座長代理は座長が指名する。
- (5) 座長は、本会を招集し、運営する。
- (6) 座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときには、その職務を代行する。
- (7) 座長は、必要に応じ、外部の関係者の出席を求め意見を聞くことができる。
- (8) 座長は、上記の他、本会の運営に必要な事項を定める。

5 構成員に対する遵守規定

- (1) 構成員は、構成員として知り得た秘密を漏らしてはならない。構成員を辞した後と同様とする。
- (2) 構成員は、検討の過程で知り得た他人の着想等及び未発表の研究成果を自身の利益のために利用すること及び第三者に漏らすことを行ってはならない。構成員を

辞した後も同様とする。

- (3) 本会は、構成員に(1)及び(2)の規定に違反が認められた場合、社会的な規範に照らして不適切な資質や行為が明らかになった場合など構成員にふさわしくないと合理的・客観的に判断される場合に限り、当該構成員の本会への参加を取り消し、その経緯等に関する情報を公開することができる。

6 研究会の会議等の公開について

原則公開とし、議事要旨を総務省のホームページで公開するものとする。ただし、本会の開催に際し、当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害する恐れがある場合等、座長が必要と認める場合は、その全部又は一部を非公開とする。

7 庶務

本会の庶務は、情報流通行政局情報通信利用促進課が行う。

8 開催期間

平成24年1月から平成24年3月までを目途として開催する。

「デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送の充実に関する研究会」構成員 (敬称略、五十音順)

いわした 岩下	やすし 恭士	株式会社毎日新聞社デジタルメディア局ユニバーサロン編集長
おかだ 岡田	ひろかつ 裕克	株式会社TBSテレビ編成制作局担当局長
おと 音	よしひろ 好宏	上智大学文学部新聞学科教授
かねだ 金田	こうじ 耕司	株式会社フジテレビジョン編成制作局編成情報センター室長
くさの 草野	ひろし 啓	株式会社テレビ東京編成局長
こなか 小中	えいいち 栄一	財団法人全日本ろうあ連盟副理事長
こんどう 近藤	のりこ 則子	老テク研究会事務局長
さかした 坂下	せいじ 誠司	パナソニック株式会社コーポレートR&D戦略室 ユニバーサルデザイン推進グループグループマネージャー
さわだ 澤田	くみこ 久美子	三菱電機株式会社デザイン研究所インタフェースデザイン部主席技師長
すずき 鈴木	たかゆき 孝幸	社会福祉法人日本盲人会連合副会長兼情報部長
たかおか 高岡	ただし 正	社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会理事長
たかはし 高橋	ひろし 紘士	国際医療福祉大学大学院医療福祉学分野教授
つぼぬま 坪沼	はるみ 晴海	朝日放送株式会社編成局テレビ編成部マネージャー
てらしま 寺島	あきら 彰	浦和大学総合福祉学部教授
なかむら 中村	ゆきひろ 雪浩	株式会社テレビ朝日編成制作局局長兼宣伝部長
はらだ 原田	とおる 徹	北海道放送株式会社東京支社テレビ編成部長兼報道制作部長
ひろせ 廣瀬	けんいち 健一	日本テレビ放送網株式会社編成局長
もりもと 森本	きよふみ 清文	日本放送協会編成局計画管理部専任部長
わたなべ 渡辺	ひでひこ 秀彦	東海テレビ放送株式会社編成局東京編成部担当部長

(以上 19 名)

「デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送の充実に関する研究会」 開催経緯

第 1 回 平成 24 年 1 月 13 日（金）

- （１）過去 5 年間における視聴覚障害者向け放送の状況・技術動向等の変化について
（説明者：事務局）
- （２）利用者の立場からの要望
（説明者：全日本ろうあ連盟、老テク研究会、日本盲人会連合、全日本難聴者・中途失聴者団体連合会）

第 2 回 平成 24 年 3 月 1 日（木）

- （１）前回意見の調整結果について
（説明者：事務局）
- （２）緊急時放送への対応について
（説明者：日本放送協会、日本テレビ放送網、テレビ朝日、北海道放送、朝日放送）
- （３）手話放送への対応について
（説明者：日本放送協会）

第 3 回 平成 24 年 3 月 28 日（水）

- （１）主な検討項目について

第 4 回 平成 24 年 4 月 25 日（水）

- （１）報告書案について

デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送の充実に関する研究会（第1回）議事要旨

1. 日時：平成24年1月13日（金）14時～16時

2. 場所：中央合同庁舎第2号館 7階 省議室

3. 出席者

(1) 構成員等（敬省略）

高橋 紘士（座長）、寺島 彰（座長代理）、岩下 恭士、岡田 裕克、音 好宏、
金田 耕司、草野 啓、久松 三二（小中 栄一構成員代理）、近藤 則子、坂下 誠司、
大塚 礼治（澤田 久美子構成員代理）、鈴木 孝幸、高岡 正、坪沼 晴海、中村 雪
浩、原田 徹、廣瀬 健一、森本 清文、渡辺 秀彦

(2) 総務省

森田大臣政務官、小笠原総務審議官、佐藤政策統括官、阪本官房審議官、
安間情報通信利用促進課長（事務局）

(3) オブザーバー

金 政玉（内閣府障がい者制度改革推進会議担当室政策企画調査官）、後藤 則幸（日
本放送協会編成局計画管理部専任部長）、塩谷 淳一（放送大学学園放送部長）、
田口 雅之（厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉企画課 自立支援振興室情報支援専門
官）、仁田 浩史（日本ケーブルテレビ連盟第1業務部第1グループ長）

4. 議事概要

(1) 開会

(2) 総務大臣政務官挨拶・趣旨説明

○森田総務大臣政務官より以下のとおり開会の挨拶及び趣旨説明があった。

- ・ テレビ放送は障害の種別に関わらず多くの視聴覚障害者にとって重要な情報収集や娯楽の手段として、大変重要なものになっており、その情報保障のための取り組みというものがある。
- ・ 総務省においても、これまで「デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送に関する研究会」を平成18年10月から開催することとともに、その検討結果を踏まえて、平成19年10月より平成29年度までの字幕放送・解説放送の普及目標を定めた「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」を策定し、字幕放送等の視聴覚障害者向け放送の普及促進に向けた取り組みを進めてきたところ。
- ・ 本指針は、策定後5年間を目処に見直すこととなっており、この間の動向としては、昨年7月の地上デジタル放送への移行、あるいは一連の情報通信技術の著しい変化がある。さらに、昨年3月以降発生した東日本大震災、それに続く様々な災害を踏まえ、平時のみならず非常災害時においても、視聴覚障害者の方々が放送を通じて確実に情報を取得することができる環境を整備するための取り組みが一層重要となってきたところ。
- ・ そこで、これらの様々な課題、現状、これらを整理して、放送を通じた視聴覚障害者の情報の取得に向け、さらに議論、検討いただくことにより、行政指針の見直しをはじめとする、視聴覚障害者向け放送の拡充に向けた施策の企画・立案に資することを目的として、本研究会を開催する。
- ・ このような趣旨から、本研究会には、基本的に前回研究会に参加いただいた構成員、構成団体に参加いただくこととした。

- ・ 障害者の方、後援者団体の方々には、利用者の立場から忌憚のないご意見をいただきたい。また、各放送事業者の方々には、行政指針の普及目標の達成のため、既に尽力いただいているが、これまでの取り組みでの課題などについて深いご意見を賜りたい。

(3) 構成員紹介

- ・ 事務局より座席順に構成員及びオブザーバーを紹介。

(4) 座長指名及び挨拶、座長代理指名及び挨拶

(資料1の開催要綱に基づき、高橋構成員を座長に指名)

○高橋^{たかはし}座長挨拶

- ・ 平成18年の前回研究会での議論の結果、10年間にわたる行政指針が作られたわけであるが、当時は、デジタル放送がまだ準備中の段階であり、今後、様々な技術的可能性があるという議論を行っていた。
- ・ その後、デジタル放送が現実化し、放送業界も、デジタル化も含めて、経済社会の激変の中で環境も相当大きく変わっており、また、政権交代もあり、障害者を巡る様々な施策も整備された。
- ・ そういった意味で、継続とアップデート、その両面から、この研究会では議論をするということになるが、今後の5年間に向けて、望ましい方向が示せるようにしたいので、協力をお願いする。

(資料1の開催要綱に基づき、高橋座長から寺島構成員を座長代理に指名)

○寺島^{てらしま}座長代理挨拶

- ・ 昨年、大震災が起こり、私たちも障害者の方に対する色々な支援をやってきたわけであるが、その際、放送の果たす役割は非常に大きかった。
- ・ 残念ながら、十分にその役割が果たせたのかどうかということは少し考えなければならぬようなことがあり、これまでの5年間の技術の進歩であるとか、状況の変化に対応した新たな指針が作成されることを期待している。

(5) 研究会の公開について、今後のスケジュール

- ・ 事務局より、資料1の開催要綱に基づき研究会の公開について、及び資料2に基づき今後のスケジュール案を説明。

(6) 議題(1)過去5年間における視聴覚障害者向け放送の状況・技術動向等の変化について

- ・ 事務局より、資料3に基づき字幕放送、解説放送及び手話放送の現況、並びに資料4に基づき前回研究会報告書内容の現状について説明。

(7) 議題(2)利用者の立場からの要望

○資料5に基づき、久松^{ひさまつ}構成員代理（全日本ろうあ連盟）から説明

- ・ 内閣府の障がい者制度改革推進会議は、インターネットで会議の様子、審議の様子を、字幕と手話が同時に映像化されたもので見ることができ、国によるこういった取り組みは初めてのことで、聴覚障害者の世界では、国政の状況を掴むということ、また、国政に参加するということ、私たちに関係することを学ぶことができるようになったということは、大変ありがたいことである。

- ・ 昨年の３月の東日本大震災の際に、厚生労働省、内閣府の協力を得て、官邸における記者会見で、手話通訳が付き、字幕も付いたため、聴覚障害者が、今、東北で何が起こっているのか、そういった情報をしっかりと把握することができ、すぐに東北の被災地の方々のための支援等、行動を起こすことができた。被災地のための情報保障だけではなく、被災された方を支援するために何をやるべきなのか考えるための情報が必要であるということ、その情報保障ができたということで非常に良かった。また、国民何千万の人たちが、手話通訳が付いている状況を見ることにより、聞こえない人も情報にアクセスしているのだということを理解していただいた、そういった効果も甚大なものがあった。
- ・ また、東日本大震災の際は、テレビ報道でも手話通訳が付き、遅れてではあるが、字幕も付いた。以前から字幕が付くと混乱するとか、手話が付くと見づらいといった意見があったが、この大震災の放送を見て、字幕を付ける必要がある、それが当たり前ののだということを国民の皆様理解していただけた、啓発できたということは非常に良かった。
- ・ もう１点、東日本大震災の際に、日本テレビが２５時間続けて字幕を付与されたことについて、事前には、技術的には難しいとか、人材的な問題があるといった話も伺っていたけれども、実際にやるのだと決めた場合には、実施できることが分かった。
- ・ 放送に関する法制度については、字幕と解説は努力義務となっており、手話については現在規定がないため、当面は努力義務ということで規定し、将来的にはすべて義務化を目指して、整備していただきたい。
- ・ 体制的なこと、技術的なこと、それから人の配置の問題については、どこが何をやれば問題解決につながるのかということ、まず考えていただきたい。問題を整理するというだけではなく、解決に向けてどうしたらいいのか、何をすべきなのかということ審議していただくことが大切である。
- ・ 視聴覚障害者向け放送について、以前は、韓国の方が普及は遅れており、字幕も全く付いていない状況であったので、今回、韓国で義務化された話を聞いて、ショックを受けている。韓国では、社会資源を活かす形でやっていると聞いた。日本も、まだまだ制度としては十分には整備されていないが、こういった資源が広く活かせるのかといったことを考えていただきたい。

○資料６に基づき、近藤^{こんどう}構成員（老テク研究会）から説明

- ・ この５年間は、総務省の地デジ推進のお手伝いをしており、高齢者、特に独り暮らしの８０歳以上のお年寄りはどうなっているかというような調査を行い、１年前には半分以下だったものが、そのアンケートの効果か、翌年には全員大丈夫というような結果を得た。
- ・ 簡単リモコンというのは非常に推進されているけれども、音声の切り替えはあるが、字幕入り切りのボタンのないものがあり、是非、字幕ボタンも付けていただきたい。
- ・ 字幕放送を、あっても知らない、知っていても使えない、使いにくい、使いたくても、習いたくても学べる機会がないというお年寄りがいる。全国にある高齢者向けの様々な生涯学習講座の中に、こういった情報技術、地デジの字幕に関する学習を入れられないか。字幕と字幕放送が違うということもご存じのない方も多い。啓発、紹介できる機会を自治体の方たちと一緒に、とりわけ防犯、防災といったテーマで実施していただけるようにご提案したい。
- ・ また、昨年来からスマートフォンとかタブレット端末というような、非常に以前よりは大変操作の簡単な情報端末でテレビ番組を視聴できるようにもなってきた。簡単であるが故に、ワンクリック詐欺のような、様々な落とし穴や困った問題も発生している。

- ・ これからは、ますますもって増える高齢者と、こういった便利な機器の使い方、それを支援する仕組みを地域で作っていただけるように、是非施策を整備していただきたい。

○資料 7 に基づき、鈴木^{すずき}構成員（日本盲人会連合）から説明

- ・ 全く見えない者から少し視力が残っている者など、様々ではあるが、視覚障害者に対し、平成 16 年から平成 18 年にわたり調査を行ったところ、92%の者がテレビから情報を得ているという結果が出た。
- ・ ニュース報道番組やドラマ、ノンフィクション、スポーツなどの番組に対して、解説を付けて欲しいという要望が多く出ている。
- ・ また、外国語の放送については、日本語への吹き替えを強く要望している。
- ・ 緊急放送のときには、警告音は鳴るけれども、その後は、相当甚大な場合でない限り、番組が切り替わって特別番組を放送するということはないので、テロップ、スーパーが流れるだけで、音声での読み上げは行われない。緊急時の際の速報の音声化について、強い要望がある。
- ・ 解説放送を充実させて、視覚障害のある人たちにも、きちっと情報提供していきたいということ。これは、障害者権利条約においても、障害の有無に関わらず、情報取得ができるということを「合理的配慮」として求められていることを十分理解して行っていただければと考えているところ。
- ・ 番組の最初に、「これこれこういう状態で今こうなっています」といって、その後の殆どに解説の無いものも解説放送であると言われていたり、ドラマのようにト書きの部分などを読み上げていくのも解説放送と言われていたりしているということを考えると、どこまでを解説放送というのかが、不明確ではある。
- ・ 指針の中間見直しということであるが、NHK、民放の区別無く、目標値が設定、推進され、達成されることが重要。もともと、解説放送の場合、数値がどういうわけだか低いので、達成率をもっと高めていかないと意味がない。
- ・ 行政に対しては、放送局を監視という、とても強い言葉を使わせていただいているが、やはり今後きちっと、目標は、目標のための目標ではなく、達成するための目標だというご理解の中でやっていっていただきたい。
- ・ 解説放送を行うということは、当然お金がかかることであり、これを民間の自主的な努力だけに頼るというのはどうかと考える。やはり、こういう指針を作った以上、国はそれなりの、民間放送とか、NHKとか、色んなところに対して予算的な措置をきちっと講じなければ、指針目標の達成はできないのではないかと。
- ・ 解説放送を作るときに、どこでも作れるような、また、色んなところが参入できるような体制をとることで雇用の創出も図れるのではないかとということも考えられる。
- ・ 教育関連の放送についてはグラフなどが多いので、「ご覧のとおりです」とか言われてしまうと、よく分からない。
- ・ 文字放送の音声化については、どこまでやるかというバランスがあるわけだが、できるだけやっていく必要がある。
- ・ ニュース番組等で外国語をそのまま流したいという気持ちは分かるが、字幕で出している日本語翻訳については、副音声等で読んでいただきたい。
- ・ 地デジのデータ通信だが、資料では音声と記載しているけれども、点字が必要な方たちもいるので、技術的なところがどこまで進んでいるかということはあるかもしれないが、音声と点字と両方で対応できるようなことが必要である。

- ・ 行政指針については、解説放送となる場合の解説部分の割合に関する基準であるとか、字幕とかテロップ、スーパーの音声読み上げについての基準があれば、尚更良い。

○資料 8 に基づき、^{たかおか}高岡構成員（全日本難聴者・中途失聴者団体連合会）から説明

- ・ 字幕放送あるいは手話放送等、視聴覚障害者の私たちに対して日々努力をされている放送事業者、行政関係者に深く御礼を申し上げたい。特に東日本大震災が発生したときに字幕放送を実施していただいたすべての放送事業者に、心から御礼を申し上げたい。
- ・ この研究会に当たり、3つの大きな意義があると考えている。1つは、障害当事者が参画して今後の企画をどうするかということ。当事者が参加しているということは非常に重要。2つ目に、障害者基本法が昨年の7月29日に成立して、8月5日から発効しており、そのもとで開かれる最初の放送に関する本格的な議論の場であるということ。3つ目は、地デジに移行して新たな可能性が生まれていること。
- ・ 字幕放送は聞こえない人の生活の中に非常に入り込んでいる。私たち聞こえない人は、生活の色んなところで字幕放送が非常に役に立っている。また、単に情報の範囲を超えた、その人の生きる力、その人の魂を揺さぶる力を持っており、単なるメディアの変換を超えた大きな力があるということをご理解いただきたい。
- ・ 今回の研究会は、後で報告書を取りまとめ、公表して、それを踏まえて、国が指針を見直すことになるわけけれども、単なる数字の置きかえ、数字の確認に終わらせたくない。5年経って色んな技術の大きな発展の中で、視聴覚障害者のみならず、あらゆる人にとってテレビがどういう役割を果たすのかということについて考える重要な場にしたい。
- ・ 障害者権利条約への署名、それから、それを踏まえて障害者基本法が改正されており、同法には障害について新しい考えが盛り込まれ、社会的障壁によって日常生活に継続的な影響を及ぼす場合も障害者に含まれることとなった。よって、環境によって聞こえない、あるいは何らかの生活に支障があるという人も障害だということ、つまり、障害者が全ての情報にアクセスできるようにしなくてはならないと障害者基本法に書いてあるということは、単に障害者手帳を持っている人でなくて、国民全体に関わることである。この法律は基本法であるので、具体的にどういう法律を作るのか、どういう施策を作るのか、どれだけ予算を獲得するのかというのが総務省の仕事であり、それを検討するために、本研究会がある。
- ・ 緊急・災害時の対策については、平成22年の閣議決定で平成24年中に、どうしたら良いか、結論を得るということになっているわけであるが、本研究会の中で、しかも視聴覚障害者だけの場で、十分に議論はできないのではないかと。全ての障害者を対象にした緊急・災害時の情報提供の在り方、支援の在り方については、別途当事者も含めて議論すべきではないか。
- ・ 放送事業者の社員の中には、字幕、手話について、それぞれ必要としている聴覚障害者がいることをきちんと理解していない方がいる。自分たちのやっている放送の役割を自覚していないということであり、非常に大きな問題ではないかと思う。
- ・ 一昨年のチリ地震の津波のときのニュースについては、朝10時のNHKの臨時ニュースで、13時半から17時の間に太平洋沿岸に津波が来るというニュースがあったが、字幕が付与されておらず、14時の臨時ニュースで、津波情報がL字型画面の一部にやっと文字情報で出され、字幕が出たのは、夜7時のNHKニュースからであった。アナウンサーは、「地震の最中に、津波が一旦引いても、また大きな津波があるから、高台に避難してください」と何回も言っていたが、聞こえない人にとっては、字幕放送が無ければ緊

急・災害時の際、放送は役に立たない。何が何でも緊急時に字幕放送、手話放送、あるいは解説放送は必要。

- ・ 全難聴では、チリ地震が起きたその日に、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、NHK放送協会の会長宛に「○臨時ニュースに情報保障を実施してください。字幕放送を実施してください。アナウンサーの横に手話通訳を立たせてください。○官房長官、省庁の記者会見に同様に情報保障を実施してください。○聴覚障害者向けの放送事業者へ配慮してください。」という内容の要望書を提出した。
- ・ チリ地震の後、3月3日に障がい者制度改革推進会議が開かれ、全難聴と全日本ろうあ連盟の両団体から、チリ地震のときの情報保障が不十分であったということをどう対処するか追求したところ、福島担当大臣から、調査するという約束を得た。その結果の報告があったのかは不明であるが、その1年後に東日本大震災が起き、結果からすると、チリ地震での経験が十分に活かされなかったと思っている。あのときにこうしていれば、どうしてこんなにあるということが、ということが起こっていた。是非対策をお願いしたい。

(8) 意見交換

議題について、事務局及び各構成員、構成員代理からの説明を踏まえ、意見交換を行った。

○寺島^{てらしま}座長代理

- ・ この5年間の中で一番大きなことは、政権交代の後、障がい者制度改革推進会議ができて、この会議は、障害のある方たちが半分以上メンバーを占めており、障害のある方たちの意見が、大きく政策に反映されるという流れが起こっていること。
- ・ 推進会議では、将来、障害者権利条約を批准するというのを1つの目標にして、障害者基本法の改正を行い、また、障害者自立支援法の廃止、権利条約の批准に向けた国内法の整備、差別禁止法の制定等について、短期間で検討が行われている。
- ・ 東日本大震災が起こってしまい、放送、通信の重要性というのが高まったとともに、障害者権利条約においても、緊急・災害時における障害者の方への情報保障ということは非常に重要視されている。
- ・ 技術の進歩によって障害者の方を取り巻く環境は、劇的に変わっているということ、障害者権利条約の中で情報の重要性、アクセスの重要性、緊急・災害時における情報保障ということが謳われていること、障害者基本法の中で、障害者向け放送を通しての情報保障について基本的な考え方が示されていることから、放送事業者の方も、景気の問題があって、予算的に厳しいかもしれないが、単なる要望というよりは、障害者の方が生きられるかどうかという生存権に関わる場所なので、真摯に耳を傾けていただけるとありがたいと思う。

○金^{きむ}オブザーバー

- ・ 参考資料2にある「障害者制度改革の基本的な方向について」というのが、制度改革の要になっているものである。
- ・ 制度改革推進会議自体は、平成22年の1月から、毎月2回から3回ペースで、非常にタイトなスケジュールで会議が行われてきており、平成22年6月29日に「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」が閣議決定をされた。これは、推進会議のそれまでの議論を取りまとめた第一次意見を基に閣議決定されたものとなっており、制度改革の基本的な考え方と今後の進め方ということが策定されているところ、3つの横断的な課題と11に及ぶ個別分野の課題ということが取り上げられ、それぞれの課題ごとに年限、

期限を決めて検討を行い、見直しの基本的な方向を示していくようにということが決められた、言わば、制度改革の工程表が示されたということが特徴である。

- ・ 個別分野の課題において、情報アクセスとコミュニケーション保障というところで、「障害の特性に配慮した方法による情報提供が行われるよう、関係府省が連携し、技術的・経済的な実現可能性を踏まえた上で、必要な環境整備の在り方について、障害当事者の参画も得つつ検討し、平成24年内にその結論を得る」ことが工程表として示されており、平成24年内に、そういった課題について結論を得る方向で、本研究会でも、是非効果的な検討と結論が得られるように期待をしているところである。

○近藤^{こんどう}構成員

- ・ 字幕放送や解説放送のことを知らない国民に対する啓発は、第一義的には放送局の方に、もう少し取り組みを期待したい。例えば、人気の高い番組が始まるときに、字幕が付いている番組であること、リモコンボタンの字幕を押せば字幕を見ることができることを、スーパードライブのような工夫をしていただきたい。

○森本^{もりもと}構成員

- ・ NHKとしては、そのあたりも含めて、昨年、フルデジタル化したということで、デジタル放送の広報番組、PR番組の中で、字幕等の利用方法を周知させていただいたが、まだまだ不十分だというご指摘と理解している。デジタル化が一段落したからそれでいいとも思っていないので、引き続き、色んな機会をとらえて、そうした周知は行って参りたい。

○高橋^{たかはし}座長

- ・ 技術的可能性を十分に活かすため、利用していただくための努力はしなければならない。
- ・ 「障害者制度改革の基本的な方向について」における「情報アクセス・コミュニケーション」の中でも、放送というのはワンパートであり、他方に通信分野があるが、大分前から放送と通信の融合という現象が進んでおり、そのことによって、様々な可能性も開かれてきている。テレビについても、新しい技術が開発されているようであり、検討を行う必要がある。

○後藤^{ごとう}オブザーバー

- ・ 手話放送は、画面の中に手話の映像を合成しないといけないため、なかなか放送時間が増えていないが、NHKの技術研究所では、放送と通信を融合させたサービスの1つとして、ハイブリットキャストという、例えば手話の映像は通信を使って送って、それを受信機の方で放送の映像と合成して、必要な方が必要なときに手話映像をオン、オフして見られるといったサービスの研究をしている。技術的には可能性のあることだが、実現に向けては市場性とか制度の面を検討する必要がある。

○高岡^{たかおか}構成員

- ・ 本研究会の第2回以降の会合について、議論を効率的に行うため、予め、議題を示して欲しい。

○事務局

- ・ 今日の段階では、各構成員から出た要望に対して、放送事業者又は事務局から状況説明

を行い、それに対する各構成員からコメントを行っていただく。その議論を踏まえて、こういった点が中心的な課題になるのかということについて、整理し、次回以降の議題を設定する予定であるが、併せて、緊急放送、手話放送といった事項を議題に取り上げて、ご議論いただく予定。

○^{たかはし}高橋座長

- ・ 今日のそれぞれの当事者団体からの要望、発言を事務局で整理、精査をして欲しい。

○^{たかおか}高岡構成員

- ・ 字幕放送の拡充、あるいは緊急・災害時の字幕放送の実施を妨げる要因として、日本の字幕制作コストは欧米の5倍高くなっており、24時間字幕制作者を用意することが、非常にコストがかかるという話があるが、これは、日本の字幕放送が完璧を求めるからである。1分以内に訂正の文字を出せば免責される等、放送法に何らかの免責条項を入れてはどうか。

○^{もりもと}森本構成員

- ・ コストが高いというご指摘について、もう一つの理由は、日本語の特性として、漢字があり、平仮名もあり、片仮名もあり、さらに字幕への変換の際には同音異義語にも注意する必要があるため、欧米のオペレーターよりも、高いスキルを求められるということがある。また、そういう高いスキルを持った方々を育成するのには時間、コストもかかるし、人数も限られる。なお、報道機関としては、あくまで真実をきちんと伝えるという使命があるので、そのためには一定のコストがかかってしまうということも事実である。

○^{ひさまつ}久松構成員代理

- ・ 韓国において、平成18年に字幕、解説、手話が努力義務になり、5年後の平成23年にすべて義務化されたわけであるが、通訳者の数も字幕制作者の数も日本と比べると非常に少ない中、義務化できた理由が何なのか、事務局に調査して欲しい。また、欧米の場合、放送事業者では障害当事者がかなり携わっているが、日本においても、もっと現場で障害者を活用していただくような体制はできないのかと思う。厚生労働省の社会資源として、聴覚障害者情報提供施設というものがあり、字幕制作の機能を備えているのだが、放送事業者は、積極的に使おうとしない。そのような社会資源の活用についても、次回の会合で議論のテーマにして欲しい。

なお、今、内閣官房のホームページでは官房長官会見を手話通訳や字幕付きで見ることができるが、総務省でも率先して、政務三役の会見等をインターネットで配信する時には、手話通訳や字幕を付けて情報発信していただきたい。

○^{おと}音構成員

- ・ 5年前の前回研究会では、障害者向け放送については、今後、デジタル化によって少し環境が変わるであろうということが議論の中にあった。昨年の7月に、被災3県を除いてデジタル化が進んだわけであるが、他方、民間放送事業者は、平成21年のリーマン・ショック等々のことで経営的に随分厳しい状況となっているのも事実である。それから、デジタル化に向けての様々な投資が片方で行われた。また、視聴者の側からすると、地デジの受信機が各家庭に普及した。では、新しいデジタルテレビになったことによって、字幕

放送に関してどうなったかという、字幕は見るできるようになったわけだが、よりきめの細かい優しい放送サービスが本当にとっても豊かになったのかという、まだまだ発展途上と考えた方がいいのではないのかと思う。これは、今、放送事業者の方々が様々な努力をされていることなのではないかと認識をしている。

- ・ 今回の研究会では、非常に短いスパンで検討をする必要があるので、それぞれの要望を事務局の方で、即時的に対応可能なもの、少し時間がかかるもの、それから対応が困難なもの等に整理をして欲しい。
- ・ 字幕の実績に関しては、在京キー局と在阪局と、それから在名局でも違いがある。さらにそれよりサイズの小さいローカル放送局ではどうなのかという、やはり東京の方が、マンパワー等があって作業がしやすいと聞いているが、地域の差というものを考えていく必要があるのではないか。例えば災害に関しても、常にマンパワーがあるところで起こるということは考えられないので、どう対応していったらいいのかということも、これは非常に難しい問題ではあるが、考える必要がある。事務局には、実現可能性の部分に加え、優先性についても、リスト化して欲しい。

すずき
○鈴木構成員

- ・ 解説放送について、過去3年の実績値を見ると、ほぼ横ばいの微増となっているが、拡充計画どおりに進むのか疑問である。加速度的に増やす必要があるが、金銭的な支援を見込んで等、裏付けがあつてのことなのか分からない。
- ・ 民間企業の場合は、必要な予算が確保できるのかどうかの検討を踏まえて、計画を立てるのが普通であるが、国が策定する計画は、財政的な裏付けの確証が無いのに、数字が上がってくるという状況が多い。実際には、民間だけでは資金が足りないという話をはっきりしないことには、進まないのではないか。

○事務局

- ・ 行政指針に設定された目標値を期間内でどのように実現するかということについて、具体的な年次計画を各放送事業者で自主的に設定したものが、拡充計画である。
- ・ 視聴覚障害者向けの放送については、一義的には各放送事業者が主体的に取り組むものであり、経費も事業者が支弁するものであるが、行政としても、解説放送に対する制作費の助成は続けてきている。字幕については、拡充計画値よりも上回ったペースで進めているので、制作費の助成についての割合を特に解説の方に手厚くというようなことも実施している。

たかおか
○高岡構成員

- ・ 字幕制作について、音声自動認識の技術は、10年間経っても、まだ実用化されていない。見通しがつかないのであれば、喫緊の課題である緊急・災害時については、自動音声認識に頼らない方式で実施するべきではないか。
- ・ ローカル放送局で字幕放送を実施しようとしても、字幕放送を発信する設備がない。デジタル化するときに、各放送事業者が放送設備もデジタル化に対応したが、字幕放送を発信する設備を入れなかった。字幕制作者の数、要員の問題だけではない決定的な問題だと思う。これをどうするか、国として考える必要がある。

たかはし
○高橋座長

- ・ ローカル局の問題については、福岡で共同制作会社を作ったという事例があるので、詳細を調べて欲しい。

○寺島^{てらしま}座長代理

- ・ この場にはいない盲ろうの方についてであるが、日本には盲で聾だという方が2万人ぐらいおり、是非テレビを、放送を活用したいということを言われている。特にデータ通信を使って点字ディスプレイに表示できないだろうかということを以前から要望されているのだが、次回会合において、何が問題になっているのかについて、詳しく教えて欲しい。

○森田^{もりた}総務大臣政務官

- ・ 久松^{ひさまつ}構成員代理からのご要望については、重く受けとめて対応したい。
- ・ 情報通信も、放送も、我々が所管している省庁なので、自分たちがイニシアチブをとって適切に対応できるように心懸けねばならない。
- ・ 日本が色々先進国と比べて優位な状態ではない、むしろ劣後している状態が現状だということも今日、思い知らされた。
- ・ 昨年の大震災以降の流れを見ても、現在、民間放送局の50%以上が赤字企業ということで、大変厳しい経営状態の中で対応はされていると思いますが、その中で、対災害性ということに関しては、例えば基地局の耐震化だったり、無停電化だったり、そういった設備投資も現状、非常に重い課題として乗っかっていることは確かだろうと思う。しかし、ユーザーということを考えた場合、視聴覚障害者の方々に対する情報保障ということが、これもまた絶対に必要な課題である。
- ・ 論点を精査して、誠実に対応して参りたい。

(9) その他

- ・ 高橋^{たかはし}座長から追加意見については、平成24年1月末までに事務局に提出する旨の連絡があった。

(10) 閉会

以上

デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送の充実に関する研究会（第2回）議事要旨

1. 日時：平成24年3月1日（木）10時～12時
2. 場所：中央合同庁舎第2号館 7階 省議室
3. 出席者

(1) 構成員等（敬称略）

高橋 紘士（座長）、寺島 彰（座長代理）、岩下 恭士、岡田 裕克、音 好宏、
金田 耕司、草野 啓、小中 栄一、近藤 則子、久保田 正（坂下 誠司構成員代理）、
澤田 久美子、鈴木 孝幸、高岡 正、坪沼 晴海、中村 雪浩、原田 徹、廣瀬 健一、
森本 清文、渡辺 秀彦

(2) 総務省

小笠原総務審議官、佐藤政策統括官、阪本官房審議官、林 放送政策課企画官、
安間情報通信利用促進課長（事務局）

(3) オブザーバー

伊澤 雅和（日本ケーブルテレビ連盟第1業務部長）、金 政 玉（内閣府障がい者制度改革推進
会議担当室政策企画調査官）、後藤 則幸（日本放送協会編成局計画管理部専任部長）、
塩谷 淳一（放送大学学園放送部長）、田口 雅之（厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉企画
課 自立支援振興室情報支援専門官）、辻 保司（衛星放送協会事務局次長）

4. 議事概要

(1) 開会

(2) 議題(1) 前回意見の調整結果について

- ・ 事務局より、資料1から3に基づき第1回研究会における障害者団体からの要望内容に対する対応と考え方、株式会社九州字幕放送共同制作センターの概要及び韓国における視聴覚障害者向け放送の義務化について説明。

(3) 議題(2) 緊急時放送への対応について

○資料4に基づき、森本構成員（日本放送協会）から説明。

- ・ 東日本大震災では、地震発生の概ね20分後から字幕付与を開始。この時間帯は字幕の付いていない状態だったが、担当者が直ちに字幕室に向って、字幕制作会社に連絡を取り、体制を整えた。これまでも中でも一番早い対応ではなかったかと考えている。発生から1週間では、通常時の約2倍の時間帯に字幕を付与した。
- ・ 手話については、Eテレで「手話ニュース」を放送しており、平時は平日の場合1日2回であるが、これを震災直後、3月18日までは1日4回と特別に枠を設けて放送。3月19日以降7月中旬までは平日3回放送した。「福祉ネットワーク」については、3月は震災関連情報を特集し、この中でキャスターとゲストの方の間に手話通訳者に入っていただき、手話で情報をお伝えした。併せて番組内のVTRやフリップについては、解説も付与した。その他、データ放送、ホームページ等においても、さまざまな情報、安全情報を含めて、きめ細かく提供を行った。
- ・ 昨年9月の台風12号・15号の際にも東日本大震災での教訓を踏まえて、「手話ニュース」を特設した。特に台風12号では、9月2日から9月4日までの3日間、「手話ニュース」を1回増設。台風15号では、総合テレビでも字幕等で特設「手話ニュース」の周知を行った結果、視聴率5%と大変よく見ていただいた。

- ・ 緊急報道時での字幕付与等を進めていくうえでの課題を3つあげる。いつ起こるかわからない災害に対して、どう初動体制を確保するかが第1の課題と考えている。24時間365日のスクランブル体制で、字幕を付与できる体制、要員の確保等が必要となるが、現実的に要員面、あるいは経費面の問題もあり難しい。
- ・ 2つ目の課題として、交代要員体制がある。被害が甚大、あるいは長期化した場合には、継続的に字幕等を付与できる体制を確保していかなければならない。初動に引き続く交代要員をどう確保していくかということは大きな課題だと考えている。
- ・ 3つ目の課題として、首都直下型地震の場合の対応がある。東日本大震災では渋谷の放送センターの放送機能は特に重大な被害を受けなかったため放送が継続できたが、仮に首都直下型地震が発生し、渋谷の放送センターの放送機能が失われた場合に、放送そのものをどう出すかという問題も含めて、字幕、解説、手話での情報提供をどうするかということが、新たに東日本大震災によって顕在化した課題と考えている。
- ・ 以上の課題に対する取り組みとして、まず、定時ニュース等への着実な字幕付与をやっていきたいと考えている。この着実な付与により、緊急事態にできるだけ早く、しかもできるだけ長く字幕等を付与できる体制を確保していきたい。今月には16時台ニュースについても新たに字幕を付与する予定であり、今後、首都圏地域の、「おはよう日本」の7時45分から8時の時間帯と20時45分のニュースにも付与できないかということで検討を進めている。
- ・ 2つ目の取り組みとして、音声自動認識技術の活用がある。これは、1つ目の定時ニュース等への着実な付与を促進するための取り組みであり、現行の高速入力方式での字幕付与を補完するものとして、音声自動認識の技術の活用ができないかということで取り組んでいるもの。現行方式は、どうしても、要員の確保の問題がネックとなる。音声自動認識でも修正者、オペレーター、リスピーカー等の一定数のスタッフが必要で、すべて自動でできるというわけではないが、現行方式に比べれば、経費面や要員面で負担の軽減ができるのではないかと期待して、技術の活用を図るもの。

具体的には、本年3月からの16時台のニュースへの拡大のところで導入、試行をしていきたいと考えている。試行であるので、制作要員のローテーション、運用等がうまくいくか、緊急時の災害のときに、延長にどこまで耐えられるのか、要員はどの程度で交代が必要なのか、あるいは、信頼性として、アナウンサー以外のインタビューなどにどう対応できるのか、そういったことを検証しながら、実用化できるかどうかということを探っていききたいと考えている。

現行の高速入力方式の拡充の取り組みとあわせて、定時ニュース等への着実な付与を図り、一分一秒でも早く長く字幕等を付与できる体制に取り組んでいきたい。

- ・ 3月から試行する音声自動認識・リスピーク方式の概要を少し説明する。ダイレクト方式についてはアナウンサーが読み上げた原稿を、装置が自動的に認識をするというもので、およそ98%の認識率である。一方、リスピーク方式は、記者のリポートやインタビューはアナウンサーのようにはっきりとした発話でないため認識率が落ちることから、リスピーカーが言い直して音声認識装置にかけ、変換をする。誤認識を修正者が修正をして放送に出していく。このほか、技術スタッフや字幕の編集責任者も現行方式と同様必要である。
- ・ 最後に、緊急・災害時でのNHKの取り組みについて紹介する。緊急・災害時には何が起こるかわからない。あらゆる手段を使って、皆様に必要な情報を的確に早く伝えるということが重要と考えている。このため、まず1つ目には、よりわかりやすい放送を目指して様々な工夫を重ねていく。例えば津波の到達時間の予想図は、従来は小さい画面で表示していたが、大きな画面で一目瞭然でわかるようにしていきたい。また、「すぐ避難を！」というようなスーパーを赤色で出すなど、一目で見て避難が必要だということが分かるような画面にしていきたい。呼びかけに

についても、今すぐ逃げてくださいと、切迫性のある形で、断定調、命令調に直していきたい。1人でも多くの命を守りたい、長期化する災害の中で被災者を支えたいということで、こうした努力を続けていきたいと考えている。

- ・ 2つ目には、NHKオンライン災害ホームページ等の充実・強化として、3月9日には新しいホームページをオープンさせ、各放送局のホームページについても、必要な災害情報や生活情報を充実させていきたい。災害ホームページの読み上げ機能というのは今もあるが、やや扱いづらいというご指摘もいただいているので、より使いやすいものに変えていきたいで検討を進めている。
- ・ 3つ目として、自治体との連携については、都道府県の自治体が提供する防災状況や、国土交通省の地方整備局の河川情報等を、NHKが個別に接続して、直接情報を入手し、それをホームページ中心にデータ放送、ワンセグ、逆L字、パソコン等々に提供して、迅速に避難情報等を伝えていきたい。
- ・ 4つ目として、いかなる災害にも対応できる放送設備と体制の強化ということで、東京の渋谷の放送センター機能が失われた場合の対応として、大阪局でバックアップ機能を整備する、あるいは、ラジオをもう少し活用できないかということで、検討を進めている。

○資料5に基づき、^{ひろせ}廣瀬構成員（日本テレビ放送網）から説明。

- ・ 民間放送事業の場合には、エリアによって法人組織が違っている。今回4社で説明する経緯としては、本来であれば、東北3県を中心とした被災地域の現状、取材をしながら字幕等の付与をしていかなければいけない被災3県の放送局からも状況を説明するのが好ましいが、今回、当該局の構成員はいないので、一番近いところで、取材等で活躍した北海道放送より後ほど説明する。また、多くの時間、字幕放送を送り出した東京のキー局、日本テレビとテレビ朝日で実績等を説明する。それ以外のローカル局の状況もあるが今回は割愛し、現在、首都圏直下型の地震に対応して、キー局から切り替えをして、大阪からの送り出し等を行うことを検討していることから、朝日放送から説明する。
- ・ 日本テレビの実績について、昨年3月11日、発災時点では大阪のよみうりテレビで放送中の番組を放送しており、字幕は付与されていなかった。発災時から数分後に日本テレビから送り出しの報道特番に切り替えて、L字スーパーによって、文字による情報を送り出す努力をした。そして、午後5時から字幕の対応を始め、連続して25時間にわたり字幕を付与した。L字等での文字情報は、その後もしばらくの間送り続けた。
- ・ 11日の発災時からの約1週間における字幕の付与の一覧表について、15日ぐらいから徐々にゴールデンタイムも通常番組に復帰しつつあるという状況で、若干字幕放送時間が短くなっている。3月11日から18日の一週間における字幕の付与は、54時間44分にのぼった。
- ・ 今回の25時間連続の字幕放送においての全体の流れについて、スピードワープ研究所が新宿にあり、そこからNTTの光回線で弊社の汐留の本社にデータを送って、そこでまたデジタル字幕送出装置に確認をして入れてという段階を踏んでいる。これは通常の作業と同じである。
- ・ 今回の大災害時において、我々の方で検討した課題としては3点ある。まず何より放送が継続できるかどうかということが非常に大きな課題であると痛切に感じた。2番目は字幕体制の維持。今回は新宿から汐留における光回線は通常どおり機能し、その他の連絡回線等も維持できたが、これが維持できない状態であったならばどうかということも、検討している。3番目の課題としては、やはり作業要員の安全性とその確保、環境等をどうするかということも非常に大きな命題であり、25時間連続ということが初めて行われたので、交代要員等々相当量が必要であるということが認識された。

- ・ 今回は平日金曜日で、夕方のニュースに対応してスタンバイ、準備をしている状況の中で起きた災害だったので、対応が可能であったが、違う状況であれば、このような実績が残せたかどうかというのは我々としても非常に懐疑的である。
- ・ これらの課題をクリアするためには、一民間放送だけということではなく、全般的に全放送局で何か課題を共有することが必要であり、また我々の放送局自体に被害が及ぶような場合における対応等も、今、各系列会社で検討を進めている。これについては、また後ほど大阪局の状況なども含めて説明させていただきたいと思う。

○資料5に基づき、中村^{なかむら}構成員（テレビ朝日）から説明。

- ・ 今回の大震災発生に伴い、報道特番を中心に、急遽生字幕対応を実施。この震災関連では、約54時間の生字幕対応をした。
- ・ 具体的には、地震発生後、14時51分30秒から、その時間に放送していたレギュラー番組の「劇的空間」の中で、マスターカットをし、その後、体制等々を整え、16時53分からの報道特番から24時15分まで7時間強、生字幕放送に対応。これは夕方の報道情報番組「スーパーJチャンネル」の中の全国ネットの17時54分から18時17分の時間帯であり、その時間はリアルタイム字幕をつけていたため、その対応で予定した人員で行った。その後、16日まで生字幕対応を実施した。
- ・ 3月11日16時53分から14日16時53分までの放送については、コマーシャルがなかったため、入力スタッフの休憩用、トイレ休憩等々で一時字幕を中断して対応した。
- ・ 震災発生時のL字放送については、地震発生以降、3月14日16時53分までは、終日対応。16時53分以降は、コマーシャル以外、終日L字対応した。15日から20日までは、コマーシャル、5分程度の番組、ミニ枠以外を、終日L字対応した。21日夕方から、L字を一旦解除したが、必然性のある情報、例えば、原発の動きや交通情報が発生した場合は、適宜復活している。
- ・ 今回の震災を踏まえた課題、今後の対応について、弊社は現在、月曜日から金曜日の11時45分から12時のお昼のニュース、14時55分からの5分間の午後のニュース、夕方のニュース「スーパーJチャンネル」の全国ネットのストレートニュースの部分に字幕を付与しているが、今回震災の発生が、午後ニュースの時間であり、その後の「スーパーJチャンネル」用にオペレーターがスタンバイしているときに発生しているということで、速やかな対応ができたと思っている。しかし、平日であっても、リアルタイム字幕オペレーターがスタンバイしていない時間、夕方の18時半以降、翌朝までの時間帯や、弊社で全くリアルタイム字幕が付与されていない土曜、日曜日などに発生した場合は、まずオペレーターの確保が課題。それから、継続放送、いわゆる長引いた場合は、交代要員の確保や、制作体制の維持も課題。これを踏まえて、今後の対応として、弊社では4月以降、土日のニュースに関して、字幕を付与する方向で調整をしている。

○資料5に基づき、原田構成員（北海道放送）から説明。

- ・ 災害などの緊急時に、ローカル局がどう対応をするのか、1つの例として、東日本大震災が発生した際の弊社の対応を説明する。昨年3月11日、大地震発生時、弊社のローカル差し替え放送は、災害が起きた直後から合計7回、3時間35分にわたった。北海道にも大津波警報が発令されており、さらに余震が続く中、弊社の報道局としては、被災状況の把握に全力を尽くした。当然報道スタッフばかりではなく、情報番組などのスタッフなども含めて、取材や放送業務に集中した。震災当日は、スタジオ以外には釧路、浦河に、中継車を出して放送。そのほか弊社のヘリコプター

からの中継放送や取材も行った。

- ・ L字放送については、11日は15時33分頃から、ネットのL字放送も合わせると、合計6時間46分余り実施。ちなみに弊社の場合、L字放送に情報を入力すると、データ放送の災害情報、またはホームページの同様のスペースにも同じ情報が流れるといった、文字による情報提供を行えるシステムができています。
- ・ ただ、L字放送の対応には、情報を収集するスタッフのほか、専任のデスク1名、情報の入力者2名という一定の人員が必要であり、また、翌日からは東北の被災地区へのヘリコプターによる応援取材やカメラクルー、記者の応援要請に対しても応える必要が出てきたため、L字放送も含めた災害放送への体制づくりは非常に困難を極めた。
- ・ 災害等における緊急時の対策としては、当然すばやい情報の把握と放送体制の構築、放送自体の継続性が問われることになるが、ローカル局においては、そのエリア内でぎりぎりの現場体制でそれらに対応しているという現状がある。
- ・ 大震災の経験を生かして、弊社では災害時の放送の継続性、あるいは情報の確保に向けたインフラなどの強化を図ろうという動きがある。北海道エリアはカバーエリアが非常に広いため、北海道の東部、根室、花咲港への情報カメラの設置、あるいはSNG中継車の配備といった中継体制の整備を行っている。そのほか、衛星電話などを使った通信手段の確保、あるいは道内13カ所の中継局に予備電源装置の設置を行うことになっている。こういった投資や維持経費は、ローカル局の規模を考慮すると、コスト面で負担は大きい。
- ・ 最後に、L字放送については、北国ならではの大雪による雪害や、台風などに対し、市民生活の維持を図るために積極的に対応しており、文字情報の放送に努めている。

○資料5に基づき、^{つばぬま}坪沼構成員（朝日放送）から説明。

- ・ 今回のプレゼンに当たり、関西の民間放送事業者5社の字幕等の担当者が集まり、各社の状況について情報交換をした。
- ・ 今後4年以内に70%の確率で起こるとも言われている首都直下型地震が発生し、万が一キー局が被災して、全国に向けての番組が送り出せなくなった場合を想定し、関西の各局は、程度の差はあるが、それぞれのキー局と、関西局がキー局となることを考えた話し合いを始めている
- ・ キー局より会社の規模が半分以下の関西局は、まず第1に緊急時の放送をしっかりと対応して送り出すことが、何より視聴者に応える使命だと思っている。その場合、緊急時特番に字幕付与については、現実的に非常に困難だと言わざるを得ない。なぜならば、現在高速入力方式でニュースの生字幕に対応している関西局の多くが、東京の高速入力会社に入力を依頼して、電話回線を使ってデータを大阪に送り返してオンエアに表示しているからである。キー局が被災して、番組を送り出せない状態のときに、東京の字幕制作会社が無傷である確率が非常に低いと思われること、また、たとえ会社そのものが無傷であったとしても、入力者がその場所にいるか、交通インフラはどうなっているのか、大阪までの電話回線は確保できるのかなど、考え出すと様々なハードルがある。
- ・ 一部の社は、スポーツ番組の生字幕を大阪の高速入力会社を使ってオンエアしているが、入力者は現時点ではワンチェーン、4人しかいない。また、この会社はテレビの字幕入力専門の会社ではないため、他の仕事が入っている場合、対応ができない。これらの理由によって、緊急時に字幕が付与できるかどうかは非常に不確実。また、できたとしても長時間の対応は非常に難しいと言わざるを得ない。
- ・ ただ、関西各局とも、この状態でいいとは思っておらず、関西各局で情報交換の実施、字幕制作会社に対し入力者の増員をお願いすることに加えて、緊急時に東京局の生字幕制作システムや、制作要員を大阪に移動させて、生字幕制作体制ができないかを検討するなど、何とか少しでも状況

を改善しようと、現在努力しているところ。

(4) 議題(3)手話放送への対応について

○資料6に基づき、森本構成員（日本放送協会）から説明。

- ・ NHKでは、「手話ニュース」を含め、手話通訳者を画面上のわかりやすい位置に据えた手話番組を実施しており、よりわかりやすく確実に情報を伝えることができるように工夫しているところ。
- ・ 先ほど、災害時の対応でも紹介したが、昨年の9月の台風12号、15号の際に、特設ニュースで、通常よりも回数を増やして対応した。このときは、台風が日本列島を直撃することが事前に想定されたので、放送の前々日から特設ニュースについて関係各所と調整を図った。番組編成枠の折衝や、スタッフ、キャスター、アナウンサー、ディレクター、アルバイト・技術・美術・メイクスタッフと調整を行い、スタジオ等のリソースの設備も確保した上で、特設ニュースを実施した。
- ・ 「手話ニュース」の制作については、一言で言うと時間との戦い。放送の約4時間前にスタッフが集まり、ニュース項目の検討を始める。政治、経済、社会、文化、スポーツなど様々なテーマの中でどれを扱うのか、どれが重要なのかということを判断して、10本程度を選び、その日のニュースを考える。項目が決まったら、原稿の作成に入るが、短くわかりやすい原稿に書き直すということで、放送直前まで随時修正等を行っている。
- ・ それから、字幕テロップも併せて発注。これは非常に大事なことであり、手話番組だが、手話については様々な異なる表現方法があり、なかなか手話だけでは言い尽くせないこともあることから、字幕テロップは、手話での情報提供を補完する意味もあり、力を入れている。よって、分かりやすい字幕テロップにすること、ルビを振ってわかりやすくすることに相当注力をしている。
- ・ 原稿ができて上がった後、どう手話で表現するかを検討する。ニュースで毎日出る新しい言葉をどう表現すれば、視聴者に正確に伝わるのか、何度も打ち合わせを行うのに併せて、原稿も随時修正をし、リハーサルも綿密にやる。時間の調整等も行い、ようやく本番を迎えるということであり、現場としては非常に時間と戦いながら、少しでもわかりやすいニュースを伝えようと工夫を重ねている。
- ・ 以上のように手話番組の拡大に取り組んでいるところだが、課題は4点ある。まず、1番目として、よく言われることだが、字幕のようにオン・オフという機能がないということ。2番目に、ワイプ表示については、利用者からすると、画面が非常に小さいこともあり見づらく、また、一方で映像も出ているので、映像とワイプ画面の両方見ることはなかなか難しいという意見もあること、それから、ワイプ画面ということで、テレビ画面上の一定の面積をとるため、どうしても伝えたいほかの情報が制限をされてしまうことが課題としてある。3番目に、NHKではEテレで手話番組として、手話で伝えることをメインに放送しているが、これを総合テレビのニュースで手話をつけるとなると、総合テレビのニュースは非常に情報量が多く、それを逐一手話で表現するというのはなかなか難しいという問題がある。また、表現できたとしても、正確に伝わるのかどうか極めて厳しいため、NHKとしては、「手話ニュース」用の原稿へのリライトや、「手話ニュース」で伝えることができるようなわかりやすい工夫を行った上で、手話番組として、手話を必要とされる方に向けて放送している。4点目の課題として、手話のできる制作スタッフの確保が、今後、手話番組の充実・拡大に当たっての1つの課題と認識している。
- ・ 手話放送について、将来に向けた取り組みを紹介する。NHKの技術研究所で、日本語を手話CGに自動的に翻訳する手話CGの開発・研究に取り組んでいる。また、放送と通信とを融合させたサービスの1つとして、ハイブリッドキャストの研究開発も進めている。この新しい研究開発、サービスが実現すると、手話については、手話CGの映像をインターネット等の通信で送り、それ

を家庭の受信機で放送の映像と合成して、必要な方が必要なときに、手話映像をオン・オフして見られるといったサービスが可能になる。したがって、手話キャスター確保といった要員の問題、画面上の制約、あるいは見づらさといった課題が解決できるのではないかと考え、研究開発を進めているが、まだ多くの課題がある。特に手話CGについては、現在の手話単語が5,000語程度であり、まだまだ翻訳可能な部分の範囲が狭いという課題がある。手話CGの人物の手話動作についても、まだ不自然であるため、さらなる研究が必要。また、ハイブリッドキャストについても、技術的な規格や制度面での検討が必要になるかと考えている。まずは比較的容易と思われる気象ニュースの方から、手話CGによる情報提供を実現できないかということで、取り組みを進めているところ。

(5) 意見交換

議題について、事務局及び各構成員からの説明を踏まえ、意見交換を行った。

○近藤構成員

- ・ 字幕の作成が難しいという話がずっと出ているが、パソコン要約筆記というサービスをご存じか。長野県にあるNPOサマライズ・センターだと、プロとボランティアが連携して、モバイル型の情報保障を遠隔で行っている。特に緊急・災害時においては、人がいない、金がないといったハードルが超えられると思うので、是非そういったNPOとの連携も検討していただきたい。また、アナウンサーやキャスターの方が緊急時には自分で手話ができるくらいの訓練を、放送局の方はしてはいいかと思う。アナウンサーの方々は、皆優秀な方たちなので、緊急時に必要な手話をきっと楽しく勉強されると思う。

○高岡構成員

- ・ 事務局より、資料1の要望内容と考え方の説明があったが、1月27日に事務局に提出した私の質問事項について回答をいただいているものから、2点質問する。
- ・ 1点目は、ローカル放送。各ローカル放送局が自社で字幕を制作して、自社の字幕を送出することができるのか。全国ネットで流れている放送番組から自社のローカル番組に替えたときに、字幕放送を送出する設備がなければ、その間字幕放送がなくなってしまうのではないかとということ。また、NHKについても、地方局では、字幕放送を実施することができるのか、実施するための設備が整備されているのかということが分からない。
- ・ 2点目は、字幕制作のコストが高いという問題。コストが高い内訳について質問したところ、NHKや民放からは、他社との契約に関わる事項であるため、回答することが困難ということであった。本研究会で、コストが高いのが字幕放送の普及、あるいは、緊急・災害時の字幕放送の拡充のネックと言われていることから、その理由を一つ一つ調べて、どうすれば打開できるかということをごここで議論しなければ、先に進まないと思う。
- ・ 音声認識、あるいは高速日本語入力で字幕制作をした場合、必ず修正要員を置く。それは、間違ったら放送事故になってしまうためではないかということをご前回研究会の場で発言し、質問状にも書いた。今回の回答の中にも、訂正放送は2日以内にすればいいと書いてある。もちろん視聴者から見れば、単純な漢字の誤字変換はそれとなく気がつくが、1つの番組に何回も誤字が起きると、不安になるのは事実。でも、正確性と、コストの高さということは、何らかの形で調整をしなくてはならないのではないかと。そこで放送法で、字幕放送、解説放送、手話放送等については、何らかの免責条項が必要ではないかという提案をした。
- ・ もう一つの質問は、コストが高い、なかなか人がいない、技術が難しい。ならば、共同制作はどうかという提案をした。字幕放送の普及時期には、新宿にある聴力障害者情報文化センターが、

各放送事業者からの字幕制作を一手に引き受けて共同制作していた。先ほどの九州の事例は、録画による放送番組だけで、生放送のリアルタイムの字幕制作はしていない。生放送の字幕制作について、共同制作するセンターについてどうかと伺ったら、総務省からは、それが効果的であれば、ぜひ進めて欲しいという返事だった。

- ・ 私たちがここに集まっているのは、何とかして視聴覚障害者、それ以外の障害者も、テレビという情報にアクセスしやすい環境をつくるためである。当たり前のことだが、私たちユーザーが知らないことはたくさんある。話したくないこともあるかもしれないが、このままでは事態の打開が開かれないと思うので、放送事業者の皆様にはぜひ率直にいろいろと教えていただきたいと思う。

○鈴木構成員

- ・ 資料を配付したとおり、今回、緊急ではあるが、アンケートを実施している。アンケートについては現在集計中だが、緊急放送の事項について、見ていて多いと思ったのは、文字情報を機械音でいいから読み上げて欲しいということ。
- ・ また、5.1 サラウンドの事項について、解説放送なり、緊急放送のときの副音声としてのものができるのかできないのかがはっきりしないということ。
- ・ 3点目に、L字放送の部分はどのよう読むのかということ。L字放送自体を知らない当事者が多く、また、通常、視覚障害の人たちは画面に文字が出たかどうか分からない。文字をどのように読んでもらえるのかについて、技術面の課題なのか、それとも要員不足なのかがよく分からない。
- ・ 地上デジタルテレビについて、音声切り替えを行わないと解説放送を聞けないが、その方法が分からない、また、やってくれる人がいないために、実際に解説や、緊急の副音声は聞けていないという人たちがいた。これは話が少々ずれるのかもしれないが、テレビについては、デフォルトの形で、解説や副音声は聞けるようにすることが必要なのではないかという意見もあった。

○小中^{こなか}構成員

- ・ 障害者のニーズを把握する方法について、NHKに関しては、「手話ニュース」の制作方法について、障害者が集まって番組を制作するという話があったが、民放の場合は、どのような方法で障害者のニーズを把握するように取り組まれているのか、教えていただきたい。
- ・ 字幕の作成に絡んで、いろいろな技術面のハードルがあるという話を伺ったが、ただ技術的な問題だけで終わってほしくないと思う。理念というか、目標をはっきり決めた上で、技術的なハードルを一つ一つクリアしていく姿勢を持っていたいただきたいのだが、その姿勢がはっきりと見えてきていない。
- ・ 地域には聴覚障害者情報提供施設があり、手話通訳者、字幕制作者、要約筆者がいる。九州の例のように、いろいろな例が各地にあるが、まだそれらが十分活用されていない状態であり、もっと活用していくことができるのではないか、それを進めていって欲しいと思う。
- ・ 気になるのは、「正確さ」がいくつものバリアとなっているのではないか。正確さを100%確証してから字幕や手話を付けるという考え方は問題ではないかと思う。もちろん正確性は必要だが、100%の正確性を確証するまで付与しないというのも非常におかしな話なので、付与しつつ正確さを高めていく姿勢が欲しいなと思う。字幕、手話通訳とも、そういった姿勢を求めたい。
- ・ 手話に関しては、正確ではないとか、総合放送のニュースに付けるのは情報量が多すぎて難しいという話があるが、そのあたりの検討がどのように進められたのか分からない。例えば、手話通訳士協会と相談をしているのか、個人的な話のレベルなのか。

- ・ C S障害者放送統一機構が、目で聴くテレビを行っている。衛星通信を利用して電波を発信して放送を続けるには、やはりコストが大変な問題となるが頑張っている。電波使用料に対する助成措置など、NHK、民放の補完放送として位置づけ、運営そのものを支えることについて検討していただきたい。
- ・ CMの字幕付与について、広告を出す企業の責務という話もあるが、総務省や放送事業者としては、CMに字幕をつけるべきという姿勢をきちんと出す必要があるのではないかと思います。企業に対して、字幕を付けることの社会的意義をきちんと説明する姿勢が必要ではないか。
- ・ 最後にもう1点。リモコンのボタンの問題に伴って、直接、研究会とは関係がないかもしれないが、昨日宿泊したホテルのテレビのリモコンには字幕ボタンが付いていなかったため、字幕がないまま、私は本当に寂しい夜を過ごした。フロントに文句を言っているが、いつも文句を言うことにも疲れてしまった。きちんとそういうところまで目を配って、誰でもどこでも必ず字幕や手話が見られるような方策を進めていただきたい。

○高橋座長

- ・ 事務局で今日出された課題を再整理して、質問をそれぞれ関係者に出していただく。
- ・ とりわけ先ほど高岡委員が幾つかご指摘になった基礎的な情報が、まだ少々共有されていない。情報を出す放送事業者にもそれぞれの立場があるだろうし、公共放送であるNHKと民間放送ではビジネスモデルが相当違うため、そう単純に同一化はできない。
- ・ 放送品質について、一定のクオリティを保持することと、他方、字幕放送や手話放送等に関しては、そこら辺をもう少し緩めてもいいのではないかということ。実はその裏でコストの問題、完全性の問題の追求という話と、現実的にどう対応するかという問題があるかと思う。
- ・ 送出装置の問題はかなり大変な問題で、逆に言うと投資余力みたいな問題がおそらくあり、極めてシリアスな議論。その分岐点をどう見るかは、国民の見方、コンセンサスとの関係もあるかと思うが、この議論は相当大的な争点になっているような気がするので、少々論点を整理しないといけない。それぞれの立場はあるが、目的をどう考えるかということかと思う。
- ・ また、放送の多チャンネル化も含め、情報通信手段の多様化の中でこの問題をどう考えるのか。これは一筋縄ではいかない話だと思う。もう少し論点整理をしないと、ディスカッションがすれ違いになると思うので、よりポジティブな議論になるように、事務局は、再整理をして欲しい。

○資料7に基づき、寺島座長代理から説明。

- ・ 今回の東日本大震災のときに、NHKが手話を、また、日本テレビが字幕を多く付けようと思った理由が大切だと思う。それはたぶん視聴者の中には障害のある方がいるということが思い浮かんだことが、そういった行動に結びついたのではないかな。その意識を、事業者の皆様がぜひ持っていていただければ、さらに良くなっていくと私は常々思っている。
- ・ 放送関係の規則の進歩が早くて、我々がついていけないところがあり、また、障害者を抜きにして、規格がどんどん決まってしまうようなところがある。そのときに構成メンバーに1人でも、こういう人もいるから、こういう規格はまずいと言えるような方がいれば、かなり状況は変わるのではないかなと思っている。
- ・ 資料7として提出した資料については、例えば、外人が話している場面では、目の見えない人は何もわからないだろうから、どう話しているかをキャスターの方に説明を加えていただくこと、また、ただ映像だけが流れている場面では、どのような映像が流れているかをキャスターの方に説明いただくことや、フリップボードで説明するときに、「ご覧ください」、「大変なことが起こっています」と印象づけるために放送する事業者もいるが、そうやっていただかない方がいい

ということなどについて記載している。緊急放送は先ほど出たので割愛するが、お金のかからない配慮もたくさんあるので、この点についても、何か取り組みができないだろうか、この研究会で、ガイドラインとかそういうものが出せないかというのが、この提案である。

○高橋座長

- ・ 要するに、ハードウェアアプローチと同時に、ヒューマンウェア、ソフトウェアアプローチというのがあるのではないか、そういう配慮をしたらどうだろうかということについて、大変重要な視点を1つ、寺島座長代理から提起していただいた。直接そういう議論をする立場ではないと言われるとそれまでかもしれないが、やはりぜひ配慮いただきながら、レスポンスをぜひそれぞれの放送事業者の代表の方からしていただきたいテーマである。

(6) その他

- ・ 事務局より、資料1の回答についての意見等、また追加の発言等がある場合には事務局まで提出すること、高岡構成員から提示があった質問表については、後ほど構成員に送付すること、また、第3回会合については3月28日（水）夕刻よりの開催予定である旨の連絡があった。

(7) 閉会

以上

デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送の充実に関する研究会（第3回）議事要旨

1. 日 時：平成24年3月28日（水）16時30分から18時

2. 場 所：中央合同庁舎第2号館 8階 第1特別会議室

3. 出席者：

(1) 構成員等（敬称略）

高橋 紘士（座長）、寺島 彰（座長代理）、岩下 恭士、岡田 裕克、金田 耕司、
草野 啓、小中 栄一、近藤 則子、坂下 誠司、澤田 久美子、鈴木 孝幸、高岡 正、
坪沼 晴海、中村 雪浩、原田 徹、廣瀬 健一、森本 清文、渡辺 秀彦

(2) 総務省

森田大臣政務官、佐藤政策統括官、阪本官房審議官、林 放送政策課企画官、
安間情報通信利用促進課長（事務局）

(3) オブザーバー

伊澤 雅和（日本ケーブルテレビ連盟第1業務部長）、金 政 玉（内閣府障がい者制度改革推進
会議担当室政策企画調査官）、後藤 則幸（日本放送協会編成局計画管理部専任部長）、
塩谷 淳一（放送大学学園放送部長）、田口 雅之（厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉企画
課 自立支援振興室情報支援専門官）

4. 議事概要

(1) 開会

(2) 総務大臣政務官挨拶

○森田総務大臣政務官より以下のとおり開会の挨拶があった。

- ・ 本研究会も今回第3回目を迎え、これまでの会合の中で様々な課題が明らかになったと認識。1回目の会合では過去5年間の動向変化の報告と、障害者各団体の皆様からの要望を賜った。前回はその要望に対する放送事業者の対応や考え方を提示いただき、また、非常災害時の視聴覚障害者の方々向けの放送及び手話放送について議論を行っていただいた。
- ・ 本日はさまざまな課題を整理した上で更に議論を深め、具体的な論点を議論いただきたい。現時点では対応が難しいものや意見の違いで平行線を辿る課題もあると思うが、様々な立場の率直な議論で信頼が醸成され、現時点でのベストエフォートを出し続ける努力と、それを継続することが大事なので、そういった結果を報告書に反映できるよう頑張りたい。
- ・ 本研究会で実りある議論と成果が得られるよう本日もさまざまなご指導、ご議論を賜りたい。

(3) 議題について

○ 高橋座長より、議題に対する対応と考え方について説明。

- ・ 第3回ということで、研究会の方向性を見出さなければならない。過去2回の会議で皆様から様々な事項の説明、発表及び提起をいただいた。そこで、これらを重要な事項という形で整理したので、本日これらの方向付けの議論をして欲しい。

- ・ 今回の研究会は現在の指針の見直しとの位置付けと認識。震災等の問題もあり、非常に重要な論点が新しく出されており、見直しという考え方で整理できたらと思っている。
- ・ また、この指針の期間が10年であと5年あり、その見直しに先立ち相当な議論が改めて必要になる。制度論的な仕組みまで立ち入った議論も改めて必要かと思うが、そういう意味で今回の中間見直しでやるべきことと、将来の課題を明記し、次回の見直しに反映するという、様々なレベルがあり、そういうことを踏まえ、資料1について事務局が皆様の意見をもらいつつ整理した。

(4) 資料1、2について事務局から説明

- ・ 前回会議において、障害者団体からの要望に対する放送事業者の対応として提出された資料について、座長からの論点整理資料の作成指示により資料1を作成。中身は前回の資料1から主な検討項目を抜粋するとともに、それに対応した中身を要約したもの。各項目は、前回資料1において本研究会で検討が必要と思われる事項を番号順に列挙。
- ・ 資料1別添について、この考え方は、本研究会が見直しの中であることを踏まえ、既にある程度取り組みが行われ、一定の結論が期待できるとされる事項や、これまでの会議で資料作成や議題となったりした、構成員の関心が強いと思われる事項に丸をしている。他方、制度に関わる事項等、別の機会に議論することが適当と思われる事項、技術的課題が未だにあって実現が難しい事項や要望に応じた対応を既に予定しているものは丸をしていないというもの。
- ・ 資料2は字幕放送等に係る基本情報であり、前回会議で構成員からの発言に基づき、共有すべき基礎的な情報を整理するようにとの座長指示により、放送事業者、NHK、民間放送事業者の協力のもと整理したもの。
- ・ 各項目について、NHKに関してはいただいた回答をそのまま表に落としている。民間放送事業者については、資料2別添の回答資料の内容を事務局で取りまとめ、資料にしているもの。

(5) 意見交換

○資料1「緊急時の字幕放送の実施」について。

○^{たかおか}高岡構成員

- ・ 資料2の別紙、生放送での字幕入力方式の比較表について、NHKでこの度、夕方4時から新方式でニュースの字幕放送を実施したアナウンスがあったが、これはこの中のどれに当たるのか。

○^{もりもと}森本構成員

- ・ 3月14日から16時のニュースで字幕を新たに付与し始めたが、この中では、ハイブリッド方式（ダイレクト＋リスピーク）での実施に該当している。

○^{こんどう}近藤構成員

- ・ やはり字幕の付与は困難という各社の放送局の意見。先週、高齢者、障害者を支援している熱心なNPOであるシニアパソコンボランティア団体、富山県のネットワークアシストたかおかの人達と話をすることがあったのだが、字幕制作を是非勉強したいと言っていた。平時は通常の仕事をしている人達の仕事の邪魔はしないが、緊急災害時には馳せ参じる字幕ボランティアの仕組みを検討してもいいのではないかと意見もあったので、是非そういう人たちが協力しやすい仕組み、もしくは協力できる仕組みが検討できるといいと思う。

○^{たかはし}高橋座長

- ・ どうしても事業者は自己責任でと自己充足的になりがちだが、市民参加型の専門家が地域には

多いので、そういう提案。何か事業者側の方から意見等聞かせて欲しい。

○^{ひろせ}廣瀬構成員

- ・ 字幕付与の制度化などに関しては、コストの面から不可能というか、非常に厳しい面がある点を理解して欲しいということで、資料1に要点で全部書かれている。一方、前回第2回会合でも東日本大震災の際の状況を説明したが、弊社はリアルタイムの字幕をずっと続け、テレビ朝日も行っていたので、実績としては我々は十分していると認識。
- ・ ただ、事態によっては非常に難しい、困難な面が予想されるので、今個々別々の事業体で、例えばスピードワーププロ社との間の通信設備が断絶した場合はどうするか、緊急時は基本的にリアルタイムに集約されるので、その際の字幕がどの程度対応できるか、場合によっては字幕で対応できない時に障害者の方々にきちんとした情報が提供できる環境をつくるためにL字とか、何かしらの状況をまず検討しているところ。
- ・ よって、何が何でもボランティアを使うよりまず、その方達もどこに行けばいいとか普段分からないと思うので、現状我々がやっていることの中で更にもう一度検討すべき点に今注力していると考えて欲しい。提案も含め理解しているが、全く普段使っていない機器、我々ですらスピードワーププロ社の機器と弊社の中の機械は使い方が違い、また、リアルタイムでの字幕制作に慣れるのは相当大変であり、まず、今実績として前回の東日本大震災の時にやったことが継続的に、安定的にできることを目指して努力していると理解してもらいたい。

○^{たかはし}高橋座長

- ・ 各事業者の創意工夫の中の1つの選択肢もあるのではないかという発言を近藤構成員からいただいたと思う。
- ・ これは今話題に出たが、字幕放送の義務化について、今の時点というよりは拡充計画の達成の中で多角的な議論をしたい、それから、民間放送側では日本語の特性等も踏まえるとなかなか義務化とはいかないという指摘があった。恐らく義務化は実行可能性との見合いがあるので、要するに空文化しては困るというもので、放送事業者には、そういうことも含めて努力してもらい、結果として可能な段階が必ず来るであろうと、それが常識の時代に早くなって欲しいと思うが、そういうニュアンスの意見かと。

○^{たかおか}高岡構成員

- ・ 今までの議論の中で字幕放送、手話放送、解説放送の拡大をするためにはいろんな壁があることが明らかになってきたが、1つは、今、廣瀬氏が言ったように、コストの面から制度化されても難しいという話、それから、もう1つは、前回の意見書に対する回答に、字幕制作をリアルタイムで入力する方は非常に高度な技術を持った方でないとできないという話。3つ目に、手話放送のクローズドサインニング、そういう手話放送は技術的に難しいという話だった。
- ・ 大体コスト、人材、技術3つがハードルになっていると思うが、コストについては私から、「間違った文字を送出すると放送事故になるので、事業者側は非常に慎重にならざるを得ない。そのため、字幕を制作してもそのまますぐ発信や送出手はせず、一旦別の者が確認、修正し、それから出す。その費用が余計にかかっているのでは」と問題提起した。それを解決するために、「免責事項のようなものを放送法に加えることで、厳密にしなくてもいいのではないか。それは正確でなくてもいいということではなく、現実的に早くしかもコストがかからない方法として一

定の免責事項、何らかの運用基準をつくることでコストが下げられないか」という提案をしている。

- ・ また、ローカル放送の放送設備機器も非常に高額なので、ローカル局に入らないのかと思ったが、1,000から1,200万円ということで、その金額が高いのか私には分からないが、日本の放送の基準、規格はARIBの規格。このARIBの基準が非常に厳密なためコスト高になっているということはないのか。
- ・ これから多様な形の放送、通信が広がっていく。一方で、障害者権利条約で障害者の情報アクセス権利保障を国がきちんと措置せよと明記されているのだから、法律や各種の規格、基準を障害者当事者も含めて検討する場が必要ではないかと思う。

○^{たかはし}高橋座長

- ・ これは相当慎重な議論が必要なので、恐らくこの場では、そういう意見をいただいたと記録し、後日様々な形で対応すべきものとして対応という整理ではないかと私は思うが。

○^{くさの}草野構成員

- ・ 字幕の確認の話について、日本語の変換というのはパソコンを打つ時に誤変換が非常に多いと思うが、テレビの字幕入力も同じで誤変換があるので、最低限のチェックをしないで放送するのは放送事業者の責任上許されないことと思う。これに関しては、厳重な体制のチェックをしているのではなく、また、内容そのものが間違っているかを時間かけてチェックする時間もないので、誤変換がない最低限の責任を果たす必要不可欠なチェックと理解してもらいたい。なお、そのチェック体制に係る経費は制作費の致命的な金額部分ではない。

○^{はやし}林 放送政策課企画官

- ・ 今の誤変換の話で、高岡構成員から何度か訂正放送の規定の適用除外について提案いただいているが、訂正放送の規定は、放送の影響に鑑み字幕放送であろうと、それ以外の放送であろうとできるだけ正確な放送をしてもらいたいということで、それなりに放送事業者でも努めてもらうことが必要ということで設けられている規定で、今、お話があったとおり、100%間違いが無いような確証が得られないと放送できない、この規定があるためにそうになってしまうということではないと思っている。実際、訂正放送の放送法第9条は、この規定に抵触するような場合に訂正放送をしてもらう義務がある点で、これは字幕であろうと、それ以外の放送であろうと全く同じで、実際にその字幕放送以外の放送でも誤りが生じることはあり、100%誤りがないことが確証できないと放送できないのかということ、そういうわけでもないので、やはり適用除外という形で対応するというよりは、今申したように、字幕放送以外の放送と同じように正確な放送に努めてもらうことで対応して欲しい。

○資料1「テレビコマーシャルへの字幕付与」について。

○^{こなか}小中構成員

- ・ 質問だが、「民放連の場でCM素材の搬入ルールを取りまとめを目指し、検討」と書いてあるが、そのルールはどのようなイメージか。

○^{ひろせ}廣瀬構成員

- ・ 放送の中でコマーシャルの部分が理解しにくいと思うので、若干時間をもらって説明したい。まず、前提がある。1つ目はコマーシャルは著作物として我々放送事業者に帰属しているのでは

なく、広告主が搬入されるということ。従って、広告主の著作物に我々が勝手に字幕をつけることはできないので、コマーシャルに字幕を付ける場合は、全てこういう字幕を付けて欲しい、と完成された状態で広告主が字幕を入れることとなる。

- ・ 2番目にこの広告を出す放送システムが、NHKには無いと思うが、民放側では普通のテレビ番組の放送システムと違うシステムを使っている。これは技術的にいろいろ問題があり、コマーシャルがきちんと出たのを確認する作業とかいろいろ付随している。
- ・ 3つ目は前提として、今まで実は放送システムを何とかデジタル化に変えることに相当注力していたので、なかなかCMのシステムを改修することにお金、時間、手間がかけられなかったもので、若干、後回しと言ってはなんだが、そこに注力する時間が足りなかったことは事実。
- ・ 先程指摘があったとおり、コマーシャルを入れるというのは、日本全国の放送局で取り扱うコマーシャルを統一的にしておかないと、きちんとしたコマーシャルが出ないので、民放連においてコマーシャルの素材のテレビCM素材搬入基準という取り決めがある。この中で、実は2008年まで字幕をコマーシャルにつけて搬入してもらっては困るという状況になっていた。
- ・ この理由は、先ほど言ったシステムが全然が違うので、各社でそれを統一したり、まとめて放送することができる自信がなかった。なので、設備の問題と安定的に安全な放送運行が確約できないので、我々としては広告主の意向で付けたいということで搬入されても困るということで、そこは2008年までは基準が無かった。逆に言うと、持ってきては困るという基準だった。
- ・ 時代の要請というか、ユニバーサルデザインのご時勢にちょっとどうか、ということで2010年2月に民放連内部のワーキンググループだが、営業委員会の中に字幕付きCMに関するワーキンググループを作り、今前提で言った広告主の著作物や素材をどうやって受け取るかということ、民放全部で統一ルールを決めて受け取れるようにしよう、その方向で何かしらの検討をしようと立ち上がった。
- ・ その中で既に幾つか放送してトライアルで今やっているが、今までは受け取らなかったが、これからはそれをどういう形で基準を決めていくのかを様々な系列局、各民放事業者の中でテストしていき、受け取り、放送し、何か不具合がないかチェックしていた。それが2010年から去年にかけての流れだったと思う。
- ・ 今後このトライアルを基に、我々民間事業者側は受け取った字幕をきちんと放送できるような体制を作るべく、どういうルールを作ればいいのかを検討している。
- ・ 一方、先程の著作物の権利者である広告主の方でもアドバイザーズ協会を中心に今どういう形でCMに字幕をつければいいのか研究しているようだ。そういう意味では、若干歩みが遅いと指摘される向きもあろうかと思うが、この1、2年、2010年から我々のワーキンググループ、広告主の皆さんも相当前向きに今、制度というかルールの見直しや、システム整備を急いでいるところ。
- ・ この状況の中で、それではいつまでにということかと思うが、漸く今、放送側のシステムのデジタル化が終了したところで、コマーシャルのシステムや放送システムをどれだけ改修すれば大丈夫かをチェックしながら既に着手しているということで、CMについては相当前向きなテストをやっていることを理解してもらいたい。
- ・ 併せて、コマーシャル自体は放送と違って生の比率が相当低いので、クローズドキャプション

なのか、オープンキャプションなのかも含めて広告主の理解を得ながら、字幕に値するというか、字幕がなくても理解できるようなコマーシャルであるとか、そういうことを民放側も、広告主も、間に入っている広告業も含めて研究しているところなので、若干スタートが遅れているかもしれないと思う向きがあるかと思うが、相当テンポを上げて行っていることを理解して欲しい。

○^{たかはし}高橋座長

- ・ 背景にあるのは、広告主の理解がますます高まり、それを受けとめる広告代理店になるのか、その辺の意識を高めてもらう、啓発の努力をしながら技術的な成果に結びつけていくことかと思う。

○^{こなか}小中構成員

- ・ 基本的なことは、前はCMに字幕をつけられると困ると言われていたが、今は受けて、字幕が付けやすいシステムそのものを前向きに作っていける体制でやっているということがはっきり確認できた。大切なことだと思うので、それをきちんと公表してもらいたいと思う。

○^{たかはし}高橋座長

- ・ さらに言えば、字幕放送をつけたコマーシャルを出すことが広告主のメリットになるという環境がつくられることがまずは重要かと思う。

○資料1「ローカル局の自主制作番組における字幕放送の充実」について

○^{たかはし}高橋座長

- ・ 前回報告いただいたように、九州地区の共同制作の試みなど、我々にとっては大変興味深く、これからのローカル放送の対応を考えて重要ではないかと思い伺っていた。ローカル放送の環境はやはり地域経済と深く関わっているので難しい、またデジタル化の中で大変と仄聞する。

○^{こなか}小中構成員

- ・ NHKは段階的に取り組んでいるとのことだが、民放は難しい、その温度差があるが、民放もNHKと同じように段階的に増やしていくという姿勢を出せないものか。

○^{たかはし}高橋座長

- ・ まずは事業主体がそれぞれ異なるネットワークとして繋がっているであろう、多様な事業体があって、その事業体の置かれている状況が地域ごとに相当違うことを含め、規模の大きなものから、資本金も相当多様だとは伺っている。

○^{はらだ}原田構成員

- ・ ローカル放送局と言っても非常にいろんな括りがあり、例えば、一律に何か同じ設備を導入することが簡単ではないことが1つ言えると思うし、その収入面、または各系列の放送のあり方、編成のあり方でもいろいろ差が出てくると思う。先程、設備投資の問題も出てきたが、やはり設備だけではなく、字幕制作にかかるコスト、あるいは、体制の面に大きなハードルが立ちほだかる状況もある。
- ・ また例えば、1時間の番組をキー局、準キー局の規模の放送局で制作する場合と、ローカル局で制作する場合、放送局の規模は違っても字幕を制作し付与するコストは、それ自体は変わらないので、そういう面で考えると、コストは変わらなくてもローカル局の規模、放送局によってその規模に違いがある以上、番組1つにかけられる総体の制作費はやはり大きな違いがあることから、字幕放送に対してのコストバランスが民放のローカル局では非常にとりにくいと言えるかと

思う。その点をご理解いただきたい。

○^{こなか}小中構成員

- ・ 2つ質問だが、例えば、リアルタイム字幕の作り方にテキストデータを送出する方法があり、ニュースにおいてアナウンサーの読む原稿が作られているが、それをテキストデータで作ってもらえれば、それを字幕として流すという方法でコストを安くすることはできないのか。
- ・ もう1つは、いろいろなバリアのハードルを解除するためにネットワークを活用するとか、補助制度を使うとか、民放、または総務省を含めて何らかの検討をする方法が必要ではないか。

○^{わたなべ}渡辺構成員

- ・ テキストデータ送出手法を行う場合でも、別途それに係る送出設備などが必要であり、また体制も新たに作らなければならない。
- ・ ネットワークの活用に関しては、系列局でネット番組を受けた際に、字幕が付いていればそれを流す体制を整えているといったように、各ネットワークで日々協力し、努力していると理解している。

○^{たかはし}高橋座長

- ・ ローカル局でも様々な努力があり、その努力を情報共有して、その中で課題があろうかと思うので、この辺を進めて環境的な条件をどう整備するかということか。

○資料1「テロップの副音声化等」について

○^{なかむら}中村構成員

- ・ テロップの副音声化に関して、ここに要点は書いているが、詳しく説明すると、現在の番組は自動番組制御装置、AP Sでその放送を運行している。AP Sは、あらかじめ設定した放送データに従って放送できるよう各種装置を制御するシステムで、番組の放送はAP Sによって自動化されている。よって、緊急時の速報テロップの文字要素をその時点でデータにない副音声に付与はできない。繰り返しになるが、副音声対応のためには事前準備が必要。緊急という事象と事前準備という事象が相入れない、成立、両立しないと理解している。
- ・ また、全ての速報テロップの音声化は、結構実現が困難な状況と理解。例えば、生放送でアナウンサーが原稿を読んでいる時に速報のテロップが流れると、すぐそこでそのテロップを別の人が読み上げると、アナウンサーが読んでいる原稿が途中になってしまいお互いが中途半端になる。それから、VTRの番組の場合だと、その時の音声との重複が起これ、却って分かりづらくなる。
- ・ また、CMの直前に速報テロップが入った場合は、民放の特性上そのCM音声には別の音声は被せられないので、速報テロップが読み終わる前に音声を切らなければならない状況になり、情報を伝え切れない可能性もある。加えて、いつ流れるか分からないテロップに対して読むための人員の確保は難しい。以上のような課題から全ての速報テロップを音声化することは実際的には難しいと理解。

○^{すずき}鈴木構成員

- ・ 困ったのは、先般私どもで行ったアンケートでも非常に高い確率で緊急時のテロップを読んでも欲しい、特に緊急性の高いものほど読んで欲しいという内容であったこと。今の話だと、そこは結論的にはだめなんだと。そうすると、視覚障害の人達は緊急の情報が無い、それを聞きようがないと捉えるが、これは研究会だから、今の現状として話は承るけれども、大変残念な結果と考

える。では、どうしたらできるかを今後私どもが提案するよりは、放送事業者の皆様の方が分かっていると思うので、是非その辺を早い段階で示して欲しい。

- ・ 資料2について、解説放送もこの答えを見ると、これは緊急時とは関係無いわけだから、先程、高岡委員が言ったようにお金と時間と技術さえあればできることなので、ここは今後頑張っ欲しい。
- ・ 総務省に話したいのは、私どもの団体では解説放送の状況を監視して欲しいとの要望を出しているが、総務省の答えは公表するとのことだったので、そこは言葉が違うからというだけではなく、それぞれの進捗をきちっと把握していかないと、第1回の時も話したように、このような実現率で私どもも非常に困っている。アンケートの中でも非常に楽しみにしている人達が多いことを理解してもらい、その辺のところをお願いしたい。

○^{なかむら}中村構成員

- ・ 緊急ということと言うと、弊社では現状人命に関わること、あと、財産に被害を及ぼすような可能性がある時に緊急災害時の音声による告知は、次の基準で行っている。これは各事業者で基準がちょっと違うと思うが、今は弊社の話をしたい。
- ・ まず、緊急地震速報に関しては、最大推定の震度5弱以上の地震で震度4以上が予想されるエリアでは警報音と自動音声による注意喚起を行っている。それから、当然だが、生番組中は番組の司会者が注意喚起をしている。
- ・ マスターカットに関しても、次の基準で行っているが、全国で震度6弱以上の地震が発生した場合、全国で津波警報、大津波警報が発令された場合、そして、気象庁から東海地震の注意情報や予知情報が発令された場合等々の際にマスターカットして、その後緊急特番という形で対応している。

○^{すずき}鈴木構成員

- ・ そうすると、各社がそういったものを持っているとのことなので、できれば後ほど資料をいただきたい。
- ・ それと、ここで3つだけ質問したい。5.1チャンネルサラウンド放送に関して、実際、解説放送ができるのか、2つ目に、今回の日盲連が行ったアンケート調査でもあったが、ワンセグ放送を聞いていると、フルセグの時には解説があるが、ワンセグに解説が無い。ワンセグでの解説放送ができるのかどうか。それから3つ目が、もともとFMラジオでテレビを聞いていた人達が聞けなくなった状況に対し、今後どう対応していくか、これは放送業者というよりは総務省にお願いしたい。

○^{たかはし}高橋座長

- ・ 各社の対応は、事務局で資料として収載する形で、検討のための情報を広く共有できるようにしてほしい。

○^{もりもと}森本構成員

- ・ まず、1点目の5.1チャンネルサラウンド放送は、設備が対応しているかどうかであって、私ども地上放送、NHK総合テレビはそうした設備はまだ対応していないので、5.1サラウンド放送の場合は解説放送ができない状況。2点目のワンセグでの解説は、指摘の点はご利用の方からも意見をいただいている。例えば、朝ドラの「カーネーション」は、現在、解説放送をワンセグ

でも実施しているが、大河ドラマは演出の関係で現在に対応していない。担当セクションにそうした要望があることは伝えたい。

○^{やすま}安間情報通信利用促進課長

- ・ デジタル化に伴ってこれまでFMラジオでテレビの音声聞こえたものが聞けなくなったということは私ども認識しており、今メーカーにもこういった状況があることを踏まえ、対応をお願いしている。一方で、メーカーの方でもいろいろ研究しているようだが、その製造する機種、数などいろいろな状況があるようで、我々の方では引き続きメーカー側に要請を続けていくことにしている。

○^{たかはし}高橋座長

- ・ デジタル化で変わった、難しくなった、或いは容易になったことをきちんとした情報として整理しておいた方が良さだろう。そして、現在できないもの、技術的に可能性があるもの等々含めて整理しておくことが、理解を深める上で重要かと思う。

○資料1「外国語放送への副音声等による翻訳音声放送」について

○^{おかだ}岡田構成員

- ・ 吹きかえの問題、副音声で出すことに関しては、先程の中村構成員からの説明にもあったとおり、その部分だけ副音声で出すことがA P S制御で放送を出している関係で技術的に難しいことが1つある。それから、放送そのものに吹き替えを入れることは対応できるが、例えばニュースだと、ニュース素材が入ってきた時間と放送の時間が接近している場合、時間的な制約があって付けづらい場合に日本語字幕翻訳で処理することになってしまう実情がある。これはなるべくそれをボイスオーバー、吹き替えにすべく我々日々努力はしているが、現実的には、そういう問題があつて、なかなか全てにつけられない実情がある。

○^{すずき}鈴木構成員

- ・ わからないのだが、日本語字幕翻訳を入れる時間的な手間とボイスオーバーでの読み上げはそんなに作業に係る時間が違うのか。技術的に可能であれば時間的な問題はそんなに無い気がするが素人判断か。

○^{つぼぬま}坪沼構成員

- ・ ボイスオーバーを付ける場合はMAといって音を被せる作業があるので、編集したニュース素材にもう1回その英語の部分にアナウンサーを立てて日本語のボイスオーバー部分を編集して付ける作業が入るため、日本語字幕翻訳の場合は生でそのまま付ければ付けられるが、ボイスオーバーの場合は大抵の場合、完全パッケージにしなければならないので、やはり時間が無い場合付けられないと理解してもらいたい。

○^{かねだ}金田構成員

- ・ 私もその件、報道等の現場と話したが、別の視点でもう1点苦労している話を聞くと、例えば、同じ「イエス」という言葉であっても苦渋を含んだ「イエス」なのか、ものすごくウェルカムな「イエス」なのか、音声を入れる場合そこに演出というか、ニュアンスまで字と違って入ってきたりして、余計にそういうことを判断する時間もかかるということをやっていた。

○^{こんどう}近藤構成員

- ・ それと、やはりこの解説放送は日盲連のアンケート調査でさえあることを知らなかったという

方がいる。何とかもうちょっと有名にできる工夫をして欲しい。

○^{たかおか}高岡構成員

- ・ 先ほどの5.1チャンネルサラウンド放送だが、地デジで5.1チャンネルサラウンド放送を行う場合、解説放送をするチャンネルはあるのか。つまり、5.1チャンネルサラウンドで音を全部使うと解説の音声を入れるチャンネルがあるのか。

○^{ごとう}後藤オブザーバー

- ・ 地上デジタル放送、8チャンネルの音声を同時に出すことができる。5.1チャンネルサラウンド放送の場合、6チャンネル使うので、（5.1チャンネルサラウンド放送に5.1チャンネルサラウンドの解説を付けることはできないが）残りの2チャンネルを使ってステレオの解説を付けることは技術的にはできる。しかしながら、先ほど森本が言ったとおり、設備が対応していないのが現状。

○^{すずき}鈴木構成員

- ・ 設備を付ければ大丈夫ということか、端的に言えば。

○^{ごとう}後藤オブザーバー

- ・ ステレオの解説になるが、設備が対応すれば可能となる。ただし、NHKの場合、東京の設備を改修しなければならない上に地方も改修しなければならないので、相当の設備投資がかかり、すぐにできるものではない。

○^{てらしま}寺島座長代理

- ・ 受信機は対応しているのか。放送局で設備を作ったところで受信機が対応していなければ、5.1チャンネルでさらに7つ目、8つ目のバンドが果たして出力されるのか。

○^{ごとう}後藤オブザーバー

- ・ ARI Bの規格に規定されているので対応しているものと認識している。実際、NHKの衛星放送は、昨年4月の衛星放送チャンネルの再編にあわせて設備を改修し、5.1チャンネルサラウンド番組にステレオの解説放送ができる仕組みになっている。衛星放送は、東京の設備のみを改修すればよいので実現ができた。

○資料1「行政指針に手話放送の普及目標も追加し、将来的には義務化」について

○^{おかだ}岡田構成員

- ・ 手話放送を実施できていない立場として、これはオン・オフ機能、手話の画面を付けたり外したり、という機能が今、技術的にまだできていないということが非常に課題であって、ご存知のとおり、私どもの番組、特に民放の番組は観てもらえば分かるとおり、既に画面の上いろんなテロップ、文字がたくさん入っており、そういった作りが今、日常化している。そこに手話画面をつけるとなると、当然テロップが消えたり、画面が見づらくなるので、そこを考えなければいけない。そうすると、今そういう形で番組を作っている制作システム、制作の仕方、スキル全体を全部根底から見直さないとでき上がらない。よって、トライアルするとして、私どもが考えなければならないのは、手話放送以前の段階だと思う。手話付きの番組をまずどういうふうに作っていかばいいか勉強し、研究していくところから始めなければいけないところなので、これを数値化、目標設定というのは我々としては厳しいというのが実感。
- ・ あと、手話通訳の方の人材確保が大変難しいことも1つ我々としては課題と考えており、ただ、

民放でも実施しているところもあるので、どう作っているか、そのスキル、やり方を含めて我々はこれから勉強していかなければならないと感じている。

○^{たかはし}高橋座長

- ・ NHKは手話ニュースを定時番組として行っている。、そういうノウハウの蓄積も含めたトライは、是非、番組1つぐらいはやってほしいというのが私の正直な、非常に個人的な意見で、やってみなければ問題点は分からないだろうと思う。NHKも相当ノウハウは蓄積しているのではないかと想像するし、それによって有能な手話通訳者も登場していると拝見しており、是非、義務化の前にトライする必要があるのではと思う。

○^{こなか}小中構成員

- ・ 今の話のように、是非トライアルというか、今の指針の中には手話放送が全くないので、目標数値は設定できないとしても、増やしていく方向性をきちっと出して欲しい。手話通訳を付けるだけでなく、手話を使った番組作りも含めて検討して欲しいと思うし、現状、手話をオン・オフの機能ができない以上は、CS障害者放送統一機構で行っている、手話と字幕を付けて放送する目で聴くテレビは非常に大事な補完放送の役割をしており、当面必要なので、それをきちんと認めてもらい、その放送への助成を付けて欲しいと思っている。

○^{かねだ}金田構成員

- ・ 当然こういう問題、提案は我々も前向きにやらなければいけないと考えているが、本当に民放の場合はトライアル以前に全くノウハウがないような状態で、例えば、弊社系列テレビ静岡で30年近く「テレビ寺子屋」という手話放送をやっているが、プロデューサーに聞くと我々が想像もつかない問題があったり、静岡の番組なのに愛媛から手話通訳士を呼んでいるとか、なぜかと聞いたら、やはり放送品質という大変失礼かもしれないが、字幕での議論にあったように、放送の正確性の問題があるとのことで、スキルの違いを大切にすると、なかなかそういう方がいない。また、実は連続でやるには20分以上は難しいとテレビ静岡が雇っている手話通訳士の方は言っており、各局で横並びになった場合に確保できるのか、トライアル以前にいろいろ研究しないと放送にも至らないという心配を正直持っている。

○^{たかはし}高橋座長

- ・ 民放だと、やれと言ってくれる広告主が現れるといいなと、5分の番組でいいからというのが私の個人的な期待。是非研究してもらい、広告主のブランドイメージが上がるインセンティブがあると期待しているが、そんなことも含め、技術的に大変な苦勞をしながらのトライアルかと思うが、民間放送の特性で言えば、広告主の理解がやはり絶対だろうということをコメントさせてもらう。

○^{たかおか}高岡構成員

- ・ 手話放送については、統一機構の目で聴くテレビがもうかなり長い歴史で実際の放送品質で放送されている。しかも、ピクチャー・イン・ピクチャーというテレビの番組自体を縮小して空いたスペースに手話通訳を表示する方式でやっているわけだが、たしか5年前の研究会報告書にはそういった民間、障害者側の取り組みと放送事業者が協力し合って進めるということが書いてあったと思う。5年間たってそれが行われていない。だから、それは今回、5年前と今と対比した時にどうなのかということを書いた時に、そこをもうちょっと前進させるために今回の研究会で

何か記述は要と思う。民間が自分たちのお金を集めて実際に取り組んでいるのだから、是非、力を合わせることを何か取り上げて欲しいと思う。

○^{たかはし}高橋座長

- ・ テレビ静岡の試みも紹介があった。そういう意味ではトライは民間放送でも進んでいるわけだから、そういうのも含めてポジティブな議論ができる基盤を整え、その方向で整理してもらいたい。

○資料1「放送と通信の融合」について

○^{たかはし}高橋座長

- ・ これも非常に重要な課題だが、これは未来志向的というか、今もどんどん進んでいる放送と通信の融合について、ウェブサイトでも番組が見られる時代、ニュースも含めてリピートがインターネット上できるような時代になっており、NHKにはNHKオンデマンドがある。その辺のことも含めて情報保障との関係で発言をお願いしたい。

○^{こんどう}近藤構成員

- ・ 4月から始まるスマートフォンを活用したモバキャス放送について、マルチスクリーンと言うそうだが、スマートフォンでテレビ放送を見ながら通信コンテンツのサービスを使うとか、そういう使い方が今始まろうとしている。

○^{たかおか}高岡構成員

- ・ 今日の参考資料2に第2回研究会に対する追加意見等があり、全難聴の追加意見③番と、⑩番にこの問題を質問している。インターネット放送やオンデマンドの動画サイトにもウェブアクセシビリティを含めたJISの対象になることは総務省も承知しているとのことなので、放送事業者もよく認識し、きちんと対応をお願いしたい。

○^{たかはし}高橋座長

- ・ こういう状況はますます発展する中で、ある意味、聴取機会の拡大に繋がる在り方の研究テーマでもあらうと思うが、何か事業者側からの発言を。

○^{かねだ}金田構成員

- ・ 資料1に書いてあるように、キー局ホームページ等で、弊社もホームページやヤフーのニュースサイトでニュースの動画を流しており、その下にはテキスト文章で内容が書いてあるのはインターネット時代では当たり前のことだが、1つ取り組みとして弊社が4月1日から、実験のようなことなのでどこまで本格化するかはまだ分からないが、ホームページに現在放送中の静止画の写真を出して、その下に字幕放送がある場合は字幕を出すようにした。正直これは障害者の方のためだけではなく、我々は1つの番組宣伝目的ということもあって、でも、それをうまく使えば障害者の方も、先程のダブルスクリーン的な使い方を、将来スマートフォンで何かできるのではないか、そういう試みをしており、こういう技術、特にネット系が進歩した時代に事業者が番組宣伝が、違う目的だが、実はそれが皆さんの役に立つという事例も増えてくる気がするということ報告する。

○^{たかはし}高橋座長

- ・ こういうトライ、可能性が開けている点を今日の発言を踏まえて整理する。様々な情報を豊かにする努力が結果としてバリアフリー、情報保障に繋がるというルートも非常に重要な視点。し

かし、かといって自動的にには繋がらないので、きちんとしたターゲティング努力との両方並行が必要である。

○^{たかおか}高岡構成員

- ・ 参考資料2の追加意見等の⑩番、情報通信審議会の放送通信に関わる審議会に障害者当事者の委員を参画できるようにして欲しいという要望は2008年から出しているし、昨年も内閣府の障がい者制度改革推進会議の中でも要望等を出した。是非総務省として検討して欲しい。
- ・ 2つ目は、今までの議論の中でコスト、設備、環境整備の問題が出されてきたが、もう少し国として予算措置、財政投融资という明確な姿勢がないと放送事業者も取組めないと思う。確か字幕放送が普及する中で字幕放送設備の導入について財政投融资制度が使えた時期があった。だからデジタル化に伴い、先程のコマーシャルの問題ではないが、バリアフリーになる、ユニバーサルデザインになると言われていた地上デジタル放送が未だなので、国が政策、予算の面でも措置すべき。

○^{たかはし}高橋座長

- ・ このご時勢だと、なかなか予算措置が難しい、環境が一層悪くなっているのが正直なところだが、にもかかわらずということもあろうかと思う。ただ、やはり財政というか、財源確保の問題というのがなかなか厳しいことは、昔のように自動的にそういうものが出てくる時代ではないが、優先度をどう予算過程の中で考えるかということで課題提起すべき。

○^{きむ}金オブザーバー

- ・ 障がい者制度改革推進会議はこの3月の初めに38回目の会議をもって、推進会議としては終了した。今後は障害者基本法の改正に基づき障害者政策委員会を5月に新しく立ち上げる予定になっている。政策委員会の主な役割として、国としての障害者基本計画の策定に関して必要な調査、審議をして意見をまとめることと、その計画の実施状況の監視を行うになると考えられている。
- ・ 障害者基本計画については来年からの計画となり、2012年度末には新しい基本計画が作られる予定なので、当然情報アクセスの分野も各分野の中で重要な課題になると思う。当研究会でも困難な課題は多いと思うが、基本計画における情報アクセス取組みに何らかの形でこの研究会で見直しされている内容がリンクされることをお願いできればと考えている。

○^{たかおか}高岡構成員

- ・ 先程の財政措置が厳しいということは、政治の判断の問題である。やはりこれは景気の判断の問題であると思うし、地上デジタルへの移行によって広大な電波帯が空いて、そこに多数の事業者が参入して、その電波利用料がたくさん、巨額なお金が入ってくる。
- ・ 地デジ化で障害者のバリアフリー、ユニバーサルデザインが進んでいない、逆に、後退した面があるわけだから、その収入、電波料の何%かをバリアフリーに使う、ユニバーサルデザインに使うという議論はあってもいいと思う。

○^{たかはし}高橋座長

- ・ これはかなり高度な政策的な判断にどう反映できるかということなので、記録に留めてもらって、むしろ、障害者当事者の皆さんもそうであり、事業者側でもこれから進める上でどういうものがほしい、そういう議論を是非していただきたい。

○^{いわした}岩下構成員

- ・ 1点質問だが、先程CMで字幕をつける試みがあるという話だったが、解説放送をCMにつける取り組みはあるのか。知っていたら教えて欲しい。

○^{ひろせ}廣瀬構成員

- ・ 現状、会社代表ではなく個人としては、そのレベルの話は聞いていない。

○^{すずき}鈴木構成員

- ・ これは総務省に質問だが、以前、地デジになって放送をラジオでという話をした時に、総務省が決めるのは電波の出し方なんだと、そして、それを受け取って聞こえるようにするのは個々の業者だと話を聞いたことがある。地デジになってFMラジオでテレビが聞けなくなったが、受信機を作る作業はどう進んでいるか現状を教えて欲しい。

○安間情報通信利用促進課長

- ・ 開発自体はいろいろと各企業でも進んでいると承っているが、それが商品化というところまではまだ至っていないと承っているところ。詳しく調べて報告申し上げたい。

(6) その他

○^{たかはし}高橋座長

- ・ ほぼ議論も出尽くしたよう。ひとまず意見交換はこれで終了ということにさせていただく。
- ・ 今日視聴覚障害者向け放送の充実に向けた項目について一通り議論いただいた。もし今日の議論に追加すべき意見等がある場合は4月3日、約1週間かと思うが、事務局までメール等で意見を寄せてほしい。今日の議論を踏まえ、報告書案を事務局で作成してもらい、次回はこの案について議論し、できれば、案を取る形で整理を進められたら。そういう意味では次回が最終回かと思う。

○^{やすま}安間情報通信利用促進課長

- ・ 次回の会合は4月下旬の開催を予定。ただ、日時、場所等詳細は、また皆様方の都合を調整し、別途お知らせしたい。次回は、今座長から話がありました、本日までの議論を踏まえて作成した報告書案を提出したい。

(7) 閉会

以上

デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送の充実に関する研究会（第4回）議事要旨

1. 日時：平成24年4月25日（水）16時～17時30分
2. 場所：中央合同庁舎第2号館 10階 総務省第1会議室
3. 出席者

(1) 構成員等（敬称略）

高橋 紘士（座長）、寺島 彰（座長代理）、岩下 恭士、岡田 裕克、音 好宏、金田 耕司、
 草野 啓、小中 栄一、近藤 則子、坂下 誠司、澤田 久美子、鈴木 孝幸、高岡 正、
 坪沼 晴海、中村 雪浩、原田 徹、廣瀬 健一、森本 清文、渡辺 秀彦

(2) 総務省

森田大臣政務官、佐藤政策統括官、阪本官房審議官、安間情報通信利用促進課長（事務局）

(3) オブザーバー

伊澤 雅和（日本ケーブルテレビ連盟第1業務部長）、金 政 主（内閣府障がい者制度改革推進
 会議担当室政策企画調査官）、後藤 則幸（日本放送協会編成局計画管理部専任部長）、
 塩谷 淳一（放送大学学園放送部長）、田口 雅之（厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉企画
 課 自立支援振興室情報支援専門官）、辻 保司（衛星放送協会事務局次長）

4. 議事概要

(1) 開会

(2) 議題「報告書案について」

事務局より、資料1及び2に基づき報告書案について説明を行った後、意見交換を行った。

○金田構成員

- ・ 民放放送事業者構成員全体として、2点事実として違うのではないか、もしくは曖昧ではないかと感じたことを指摘する。10ページ目のCM字幕の表について、22年3月と22年6月の欄で「番組本編と一体化したCM」、「番組本編とは独立したCM」という言い方があるが、番組内容のことなのか送出方式のことなのかが曖昧である。放送法上は内容はCMと本編は明確に認識できるようにしないとイケないので、あくまでも送出形態の問題であるというように明確にしていきたい。
- ・ 2点目として、28ページにCMの時間に関して「2割に及ぶ」とあるが、民間放送事業者は民放連の規定、内規等でCMは18%以下という自主規制を設けており、2割に及ぶことはない。

○高橋座長

- ・ 事務局と調整をして、修正を行う。

○近藤構成員

- ・ 7ページで、高齢者の字幕放送を知らない人が17.7%というのは大変低い数字となっているが、恐らく字幕と字幕放送というのが混同されている可能性があるので、次回調査の際にはその点をよく説明して調査をして欲しい。

○高岡構成員

- ・ 7ページに高齢者数の増加・高齢化社会によって、字幕放送等の必要性が高まるという記載があるが、高齢者になると聴覚・視覚の機能が衰えるので、字幕放送などのニーズが高まるということの追記が必要ではないか。

○高橋座長

- ・ 当該記載について、追記の修文をさせていただく。

○坪沼^{つぼぬま}構成員

- ・ 今回の研究会で、放送事業者への字幕等番組制作費の助成について障害者の皆さまからも応援の発言をいただき有難かったが、字幕等番組制作費の助成について、申請番組の本数は増えているのに助成金の額が減っているということで、これから字幕放送等を拡充していくのに、非常に由々しき問題であると思う。助成金をいただいている立場から発言するのは心苦しいものがあるが、「助成制度について改めて検討が必要ではないか」等の一文を追記することができないか。

○高橋^{たかはし}座長

- ・ 普及すればするほど1本当たりの単価が減っていくということで、もちろん財源の確保の問題は大変な努力が必要なテーマではあるが、「普及するにつれて、なおそれを追い風になるような措置として」というような意味を含めて、修正することでよろしいか。なお、是非頑張りたいという意味表明もあるかと思うので、後ほど森田政務官にも言及していただきたい。

○鈴木^{すずき}構成員

- ・ 解説放送の行政指針の目標達成について、残り5年ということで、これまでの経緯からすると目標値まで加速度的に増やしていかないと達成できない。今までのペースだと目標は達成できないという認識を持ち、それぞれ目標達成値まで一生懸命やっていただきたい。
- ・ 次に、その達成までの進捗状況について、私どもはきちんと総務省に監視して欲しいと意見している。監視という言葉がいいかどうかはという問題はあると思うが、それくらいまで切羽詰まった状況であるということである。
- ・ 外国人の発言に係るボイスオーバーや吹き替えの配慮に関する記載について、「できる限り」とあるが、それでは、できなければやらなくていいというふうに思われる。原則はやるんだというような書きぶりに修正していただけないか。色々な難しい課題があるという状況は前回の会議のときに伺っているが、「できる限り」という弱い表現とは違った形で書いていただけるとありがたい。

○高橋^{たかはし}座長

- ・ 「できる限り」という表現がやらない理由になっては困るということで、同じ言葉でもいろいろな意味があるかと思うが、ここで言っている「できる限り」というのは相当努力をお願いしたいという意味での「できる限り」だということに、相互了解をするということではいかがか。

○鈴木^{すずき}構成員

- ・ 了解した。

○高橋^{たかはし}座長

- ・ なお、今後この「できる限り」について、どういう「できる」をやったのかを、きちんと明らかにしていただくことについて、5年後の新たな指針等についての検討と関係があるかと思うが、ここで了解いただく必要があるだろう。

○小中^{こなか}構成員

- ・ 6ページの聴覚障害者の状況について、34万6,000人と記載されているが、この数字の根拠をきちんと説明する必要があるが、実際には身体障害者手帳を持っていないけれども、聴力レベルにおいて70デシベルを超えて、60デシベルとか50デシベルという状況であっても、テレビが聞きづらい人はたくさんいる。そういう人の数が把握できていないということをきちんと記載するべきである。

○寺島^{てらしま}座長代理

- ・ 「身体障害児・者実態調査」は手帳の所持者を数え上げたものだけではなくて、身体障害者福祉法に基づく定義に合致する身体障害者を全国調査をして、その推計を出したものである。

○高橋^{たかはし}座長

- ・ 行政調査の結果を使っているということであって、その他数値の把握についてはいろんな意見があることは承知しているが、ここではやはり信ずべきデータを使わざるを得ないというところ、今の寺島委員の発言に基づきで記載を補足をさせていただくということで、ご理解をいただきたい。

○^{たかおか}高岡構成員

- ・ 身体障害者福祉法の別表に合致する聴覚障害者となると33万4千人しかいないことになってしまう。それでは、本研究会で議論している放送のニーズを必要としている人の把握としては全然足りない。放送事業者の方でももっとたくさんの人が困っているはずだということで、一生懸命字幕放送とかコマーシャルにも字幕をつけようと努力されている。例えば、実際に公表されている数字としては、厚生労働省の勉強会で日本補聴器販売店協会が、人口の15.4%の1,944万人が補聴器のユーザー、あるいは潜在的なユーザーであるという調査結果を発表している。前研究会の報告書でも、つくば技術短期大学の調査で、高齢者がどのくらいテレビの視聴に困っているかというデータを引用しているのだから、そういう数字も採用しながら普及要請というものを国民に理解してもらいたいと思う。

○^{たかはし}高橋座長

- ・ 今の発言も含めて、「なお、こういう推計がある」というように注記する形で整理をしたい。

○^{はらだ}原田構成員

- ・ 28ページの3.2.1「県域局における取り組み」について、「生放送の自社制作番組へもできる限り多く字幕を付与することが望まれる」の部分だが、「生放送も含めた自社制作番組へも・・・」に修正していただきたい。同様に、報告書概要の提言部分にも同じ表現が入っているで修正が必要。現状、ローカル局においては、現行の指針に沿ってできる限り目標に近づくように字幕付与に対応してきており、まず購入番組や自社制作をしたVTR番組に字幕を付与する努力をしているところである。そういった実態を踏まえて、生放送やVTR番組を問わず自社制作番組に字幕付与していくと、そういう記述としていただきたい。

○^{たかおか}高岡構成員

- ・ 「生放送の」とすると生放送でない部分は入らないのかということになるので、「生放送を含めた」という表現でいいのではないかな。
- ・ ただし、字幕放送設備の準備や字幕オペレーターの確保が困難な状況にあるという理由が、経営規模が小さい等ということであり、これは、ローカル局の経営として、収入が急激に増えない限りはいつまでたっても解決しないということである。よって、字幕放送設備の導入等について「国がきちんと施策を提起すべきではないか」、「このままでは国の関与が少な過ぎる」、「国としてどうするのかということが問われている」ということを前回の研究会で申し上げた。国の財政措置などの施策が重要であるという一言がなければ、これは永遠に変わらない問題と思われる。

○^{たかはし}高橋座長

- ・ 先ほど指摘のあった国の補助を充実させるという、その充実方針とも関係があるので、その中に、国の補助方針にそういうことも配慮する必要があるという意見が出たということも含まれるということ、ここでお互いに了解することとしたい。その上で「生放送を含めた」という形で文言の整理をさせていただくということでよろしいかな。
- ・ (構成員全体了承の後) それでは、そのように整理する。

○^{たかおか}高岡構成員

- ・ 私も、ろうあ連盟の^{こなか}小中構成員も、民間の活力のことを提案している。緊急時の民間のボランティアの文字入力^{こなか}の活用ということも近藤構成員が仰っていたが、放送事業者だけで完結という

ことでなくて、放送に関わる民間の力というものを、何とか放送事業者が表でなくとも裏の形でタイアップする必要がある。実際に、NHKや民放の生放送における解説音声の入力では、実現に障害者放送統一機構が協力をしたという実績がある。字幕放送でもローカル局及びキー局ができない部分は、統一機構が補完放送という形で実施しているわけであり、緊急時を含めて何らかの役割あるいは連携ということを打ち出さないと、障害を持つ者は安心できないと強く感じる。

○小中^{こなか}構成員

- ・ 高岡^{たかおか}構成員の話のとおりで、CS障害者放送統一機構では字幕または手話をリアルタイムに付与する取り組み、努力を続けている。だから、きちんと位置付けをすることが必要である。民放等々との連携の位置付けがあれば、更なる字幕あるいは手話のリアルタイムの付与ということができる。そのような連携を行うためにも、その役割を担うことができるように位置付けていただきたい。
- ・ 緊急時の手話放送に関して、「NHKで多くの手話放送が行われることが期待される」というようなまとめ方になっているが、民放においては非常に難しいので、NHKに頑張ってくださいと言っているように受け取れるので、そうではなく、民放も含めてできる方法を検討するよう努力していただきたい。それについて「CS障害者放送統一機構との連携というような方法によって行うことが望ましい」のような文章を入れていただきたいと思う。
- ・ 先ほども視覚障害者への配慮に関して、「できる限り」という言葉に関する議論があったが、字幕放送についての提言についてもそのような言葉があるので、放送事業者の努力に関しては十分承知しているが、その上でやはり「できる限り」という言葉は省いていただければと思う。

○高橋^{たかはし}座長

- ・ 今の高岡^{たかおか}構成員と小中^{こなか}構成員のご指摘については、協力ということについて、どういうシステムだとか、どういうやり方という、かなり具体的な内容が想定されないと、第3章の提言には書き切れないというふうに判断しており、むしろ、協力については、3.5.3「意見の交換の場の継続的確保」で指摘しており、今後、そういう具体的な検討をする場を設定して欲しいという趣旨の提案として記載しているということで、受けとめさせていただくというのはいかがか。いろいろな形でそれぞれの知恵を出し合う努力ということを、これから5年間行い、その次のステージの議論を行うための準備をしないとイケない。3.5.3の「意見交換の場の確保」の中にそういう内容が含まれているということをここで相互に了解するというので、整理をさせていただければありがたいと思う。

○岩下^{いわした}構成員

- ・ 特に視覚障害者の全盲者にとってワンセグ放送における解説放送というのが大事だという話だが、第1章に「その他の研究開発・技術」というところで記述されているワンセグ放送について、「モノラル音声による放送番組では2つの音声チャンネルのうち、通常音声に1音声チャンネルを使用するため、もう一つの音声チャンネルで音声解説を付与することが可能」とであると書かれている。一方、「ステレオ音声による放送番組では2つの音声チャンネルを通常音声に使用しているため、規格上、別の音声を重ねることができず、音声解説を付与することができない」という記述がある。視覚障害者の特に私ども全盲者の場合は画面は不必要であるため、従来から例えばラジカセとか、携帯ラジオとかでテレビ音声を受信して利用していた人がかなり多かったわけであるが、今般、地上デジタル放送になってから当然聴けなくなった。それで、今回、参考資料に紹介されているが、この夏には2社からワンセグの音声を受信できるチューナーを内蔵したラジオが発売される。現状ではステレオ放送によってクオリティを高めるのか、あるいは、視覚障害者も利用できるような副音声をつけるのかと、そういう2者選択がワンセグの解説放送では迫られるということであるが、NHKのような公益性を重視するような放送局においては、ま

ず第一に、できる限り多くの人に放送が利用できるということを優先して欲しい。民放の場合は確かにスポンサーの意向等があり、クオリティーを高めるということを求めるのであれば、やっぱりステレオ放送にしようかという話にもなるかと思うが、その辺はこれからまだ議論が必要なのだろう。まずは、ワンセグ放送が特に視覚障害者にとって重要なんだということを、何か理解を深めるようなことを記述に含めていただけないか。

○^{もりもと}森本構成員

- ・ 前回もお答えさせていただいたが、確かに朝ドラについてはモノラルで解説放送にしており、大河ドラマについては演出等のこともあり、ステレオ放送で行っている。いろいろな意見がある中で、私どもとしても現場サイドとNHKの役割や、そういった要望、情報保障の考え方等々をきちんと考えて今後対応させていただければと思う。

○^{たかおか}高岡構成員

- ・ 「できる限り」というのがどうも気になるのだが、放送は基本的にユニバーサルサービスであり、あまねくすべての人に届けるということが前提なので、ステレオ放送を優先したら視覚障害者は聞けないわけであり、それは絶対解決しなくてはいけない。
- ・ 例えば、前回第3回会合の議論の中で、フルセグの音声は8チャンネルあり、そこで解説音声を入れることができるけれども、現状はそういう放送設備が無いということだった。全体に通じてであるが、技術的な基準を決めるところ、あるいは、計画を決めるところに私たち障害者も参画させてほしい。情報通信審議会には障害者の当事者の人が1人もいないため、通信と放送の融合の問題が議論されているときに、アクセシビリティ、ユニバーサルデザインはどうなっているんだということを言う人がいないんだと思う。政策形成の場、技術的な検討をする場、アライブも含めて私たち障害者が意見を言えるような形にして欲しい。全国文字放送協議会とは番組の作りなどについては意見交換するけれども、また違う次元の問題なので、その辺も考慮いただきたい。

○^{こなか}小中構成員

- ・ 29ページ3.4「手話放送の充実」について、手話放送に関しても指針にて、目標設定を行うことを要望する。具体的には、韓国では5%、イギリスも同じような数値で手話放送がされている実績があるので、日本の場合はNHK教育テレビにおいて6%を目指すとか、NHK総合あるいは民放の場合は3%を目指すというような具体的な数値目標を持つことを希望する。現実的には「できる限り取り組む」という記載があるが、その「できる限り」というところを強調するような文章表現には抵抗があるので、かぎ括弧を外していただきたい。そして、目標設定を行い、それに向かって前進できるように努力していただきたい。
- ・ NHKにおいてはハイブリッドキャストなどの研究が進められているということで期待している。この研究開発について視聴覚障害当事者も意見を言う、一緒に研究できる体制づくり、姿勢を望む。情報通信審議会では基準を決める法改正などの大切な審議が行われているが、障害当事者がそこに参画していないということで非常に困っているので、参画して審議ができるようにしていただきたい。
- ・ 「手話による情報提供においては、正確な翻訳や表現の手法について課題がある」という記載だが、手話通訳を付ける際、アナウンサーがいろいろ事前に準備をしているのは当たり前なので、手話への翻訳等々の研究・準備をすることもまた当然の話である。これを課題とわざわざ表記する必要はない。必要な準備を行うということで、その準備がスムーズに行なえるように、専門性の高い手話通訳団体と協力し行うということであるので、課題になっているというふうに捉えられるような表記は、削除していただきたい。

○^{たかはし}高橋座長

- ・ 表記を検討の上、修正する。

(構成員から他に意見なし)

○^{たかはし}高橋座長

- ・ それでは、いろいろ指摘をいただいたものについて事務局と協議をし、修正を行う。整理をした最終案文は構成員各位に見ていただくこととするが、修正については、座長に一任していただくということでいかがか。

(構成員より異議なしとの発言あり)

○^{たかはし}高橋座長

- ・ 了解をいただいたということで整理をさせていただく。
- ・ なお、今般は中間見直しであるので、今後、5年後にまた新しい指針等を作らなければいけないという、これからのプロセスもあるので、その点について、発言いただければと思う。

○^{さわだ}澤田構成員

- ・ 本研究会は、放送の充実ということで、受像器を作っているメーカーとしてはあまり発言の機会がなかった。もしかすると、報告書案第1章の5年間の経過に入れてもいいかと思うのだが、今、三菱電機とパナソニックの2社において、音声読み上げ機能の付いたテレビを作っている。例えば、電子番組表であるとか、番組予約といったところの文字を読み上げることによって、より使いやすくする機能があるのだが、今は2社だけであるが、他にも広まっていけば、さらにいろいろな人が使いやすいテレビ放送を提供することが可能となり、利用者の立場に立っても非常に良いことだと思う。最近では、三菱電機とパナソニックで、こういった音声読み上げ機能のあるテレビを紹介する共同のウェブサイトを立ち上げており、サイト上では文字の音声読み上げに対応したテキスト表示をしており、障害者も利用しやすいサイトになっている。そういった努力もしているというところを、紹介として、もし一言記載してもらえれば幸いである。

○^{たかはし}高橋座長

- ・ やはりソフトを仲立ちするのはハードウェアであるので、そこら辺の視点は非常に重要であり、ハードウェアの開発というのはかなり懐妊期間という時間もあるとすれば、これからいろんな認識を改めていただく中で、これが次の指針等に繋がるという関係もあるだろうと思う。是非、報告書に追記させていただきたい。

○^{てらしま}寺島座長代理

- ・ 次期の見直し等に向けて、先ほど高岡構成員が言われたように、アライブの規格等、規格を決めるときには障害のある人たちの意見をきちんと反映できるようにお願いしたい。何か今回の報告書に書くということを言っているわけではなく、そういう議論があったということでよいのだが、一度規格が決まってしまうと、それを変えるのはものすごく大変になる。例えば、パブリックコメントのような、そういうものも考えていただきたい。

○^{たかはし}高橋座長

- ・ これからの検討、積み重ねが大事かと思う。それぞれの関係組織は大組織であり、現場の担当者に入れ替わりあるが、行われた議論がきちんと共有されるということが必要。組織的にきちんと共有していくという努力がないと、5年後に繋がらないので、よろしくをお願いをしたい。

○^{すずき}鈴木構成員

- ・ 本研究会は情報通信利用促進課が担当しているけれども、他に機器を扱う担当課もあるよう。

省内での調整等も、今後、十分にしていきたい。

○^{たかはし}高橋座長

- ・ それについては、各課を束ねる重要な役職の方々が今日お越しいただいているので、しかと受けとめていただきたいと思う。

(3) その他

今後のスケジュールとして、事務局より5月中を目途に報告書の公表ができるよう作業を進める旨、連絡があった。

(4) 総務大臣政務官挨拶

○^{もりた}森田総務大臣政務官

- ・ 1月以来、本研究会、本日を含めて4回開催し、その中間段階も含めて沢山の方々から意見を頂戴し、そして、本日に至るまで高橋座長はじめ構成員各位の活発な議論と努力の中で、報告書の取りまとめへの道筋が示されたということをありがたく思っている。
- ・ 報告書の修正については、今日の議論の中で様々な宿題をいただいているので、5月中までにしっかりした形で再度点検させてもらいたい。
- ・ 本報告書においては、研究会での議論を踏まえて、緊急・災害時の視聴覚障害者向け放送の拡充、手話放送の普及・促進等とそれらを含めた今後の取り組みということで、それぞれ大変重要な観点から提言がされている。そして、視聴覚障害者向け放送の拡充においては、すべてのあらゆる関係者が、大きな責任の中で積極的に取り組んで、それを今後とも継続することにより、一層充実が図られるものであると所存。今回、中間段階であり、明確な数字がないとか、できる限り努力ということではもう少し足りないとか、いろいろ議論いただいたが、これに対しては今の指針の中でこれから5年間、関係者は非常に重い宿題をもらったという認識があると思っている。5年後の見直しにおいて、必ずこの今般の方向性というものが、具体的なものに向かって活かされてくると考えたいと思っており、そのように前向きに捉えてもらえればありがたい。
- ・ 総務省として、財政措置に関しては責任が重く考えており、大変厳しい財政状態の中ではあるが、字幕放送であれ、手話放送であれ、社会全体の需要が高まっているということを深く認識して、できる限り努力を行って参りたい。
- ・ 本研究会に参加いただいた構成員各位に改めて感謝の意を表するとともに、今後とも私ども努力を続けて参るので、ご理解とご協力をいただきたい。

(5) 座長挨拶

○^{たかはし}高橋座長

- ・ 今般の中間見直し、そして、恐らく次の指針等の策定ということで、継続した作業の中で、それぞれの要望も、これから強いものがあるだろうが、それを踏まえた「国民みんなの放送」の「みんな」が文字どおり実現するようにということで、本研究会の提言が実りのあるものになっていくように、役割を果たすことを期待する。
- ・ ご多忙中、お集まりいただき、大変な協力をいろいろな角度からいただいた。改めてお礼を申し上げて閉会とする。

(6) 閉会

以上

「デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送に関する研究会 報告書」内容の現状

記載箇所	報告書記述	現状（5 年間の変化・対応状況・背景）																		
P2・L6	厚生労働省「平成 13 年身体障害児・者実態調査」によると、聴覚・言語障害者は 34 万 6 千人、視覚障害者は 30 万 1 千人となっている。	<table><tr><td></td><td>聴覚・言語障害者</td><td>視覚障害者（対象は 18 歳以上）</td></tr><tr><td>平成 13 年</td><td>34 万 6 千人</td><td>30 万 1 千人</td></tr><tr><td>平成 18 年</td><td>34 万 3 千人</td><td>31 万人</td></tr></table> 【参考】 ・障害児（18 歳未満） <table><tr><td></td><td>聴覚・言語障害</td><td>視覚障害</td></tr><tr><td>平成 13 年</td><td>1 万 5 千人</td><td>4 千 8 百人</td></tr><tr><td>平成 18 年</td><td>1 万 7 千人</td><td>4 千 9 百人</td></tr></table> 出典：厚生労働省「平成 13 年身体障害児・者実態調査」、「平成 18 年身体障害児・者実態調査」		聴覚・言語障害者	視覚障害者（対象は 18 歳以上）	平成 13 年	34 万 6 千人	30 万 1 千人	平成 18 年	34 万 3 千人	31 万人		聴覚・言語障害	視覚障害	平成 13 年	1 万 5 千人	4 千 8 百人	平成 18 年	1 万 7 千人	4 千 9 百人
	聴覚・言語障害者	視覚障害者（対象は 18 歳以上）																		
平成 13 年	34 万 6 千人	30 万 1 千人																		
平成 18 年	34 万 3 千人	31 万人																		
	聴覚・言語障害	視覚障害																		
平成 13 年	1 万 5 千人	4 千 8 百人																		
平成 18 年	1 万 7 千人	4 千 9 百人																		
P3・L2	我が国の高齢化の現状をみると、平成 17 年 10 月 1 日現在、65 歳以上の総人口は、過去最高の 2,567 万人となった。また、総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合は…平成 17 年 10 月 1 日には 20.04%と初めて 20%を超えた。	<table><tr><td></td><td>高齢者数</td><td>総人口比</td></tr><tr><td>平成 17 年</td><td>2,567 万人</td><td>20.04%</td></tr><tr><td>平成 22 年</td><td>2,925 万人</td><td>23.0%</td></tr></table> 出典：総務省統計局「国勢調査」 ● 字幕番組視聴への関心度（「既に視聴している」、「今後視聴する可能性はある」と答えた割合） <table><tr><td>65 歳以上 74 歳以下</td><td>28.6%</td></tr><tr><td>75 歳以上</td><td>35.5%</td></tr></table> 出典：三菱UFJ J&リサーチコンサルティング「国内外における字幕放送等に関する調査研究」		高齢者数	総人口比	平成 17 年	2,567 万人	20.04%	平成 22 年	2,925 万人	23.0%	65 歳以上 74 歳以下	28.6%	75 歳以上	35.5%					
	高齢者数	総人口比																		
平成 17 年	2,567 万人	20.04%																		
平成 22 年	2,925 万人	23.0%																		
65 歳以上 74 歳以下	28.6%																			
75 歳以上	35.5%																			
P5・L2	平成 16 年現在では、65 歳以上の者のいる世帯数は全世帯数の 38.6%となっているが、そのうち 65 歳以上の者の単独世帯が 20.9%を占めている。	<table><tr><td></td><td>高齢者のいる世帯</td><td>高齢者のいる世帯のうち、 高齢者単独世帯</td></tr><tr><td>平成 16 年</td><td>38.6%</td><td>20.9%</td></tr><tr><td>平成 22 年</td><td>42.6%</td><td>24.2%</td></tr></table> 出典：厚生労働省「平成 16 年国民生活基礎調査の概況」、「平成 22 年国民生活基礎調査の概況」		高齢者のいる世帯	高齢者のいる世帯のうち、 高齢者単独世帯	平成 16 年	38.6%	20.9%	平成 22 年	42.6%	24.2%									
	高齢者のいる世帯	高齢者のいる世帯のうち、 高齢者単独世帯																		
平成 16 年	38.6%	20.9%																		
平成 22 年	42.6%	24.2%																		
P7・L12	(3)障害者基本法	平成 23 年 8 月 5 日に改正障害者基本法が公布・施行。本改正により、「手話」が「言語」に含まれることが明記された。																		

P13・L13	字幕放送、手話放送、解説放送に加え、新たなサービスが提供される可能性があり、障害者や高齢者にやさしいサービスが充実されることが期待される。	視覚障害者用受信端末が開発されており、データ放送の自動読み上げや点字表示、盲ろう者を対象にした字幕放送の点字表示なども技術的には可能となっている。ただし、市場規模が小さく商業的に成り立ちにくいこと、現在のデータ放送には含まれない補助情報が必要なことからサービス化の実現時期は未定。				
P13・L27	ステレオ放送や二ヶ国語放送の場合にも、解説放送を実施することが可能となった。	ステレオ放送に対する解説放送は可能となったが、二ヶ国語放送の場合の解説放送は、現時点では放送局設備が未対応であることから実現できていない。				
P14・L5	「ワンセグ」受信可能な携帯端末では、字幕受信機能が装備されているものが多く、字幕放送が実施されている場合には、携帯端末で字幕放送を視聴することが可能となっている。	● 緊急時・災害時におけるワンセグでの情報入手可能性（「できると思う」、「ある程度できると思う」と答えた割合） <table><tr><td>聴覚障害者</td><td>22.3%</td></tr><tr><td>高齢者</td><td>16.0%</td></tr></table> なお、ワンセグによる情報入手についての意見としては、文字が小さい、操作が難しい、受信が安定しないなどの意見がある。 出典：三菱UFJ&リサーチコンサルティング「国内外における字幕放送等に関する調査研究」	聴覚障害者	22.3%	高齢者	16.0%
聴覚障害者	22.3%					
高齢者	16.0%					
P17・L16	平成 15 年 10 月、放送局の一斉再免許に際し…「字幕放送、解説放送については、総務省が定めた字幕放送の普及目標の達成に向けて、視聴覚障害をもつ方に十分配慮した放送番組をできる限り多く設けるよう努めること。」について、総務大臣からテレビジョン放送事業者に対して要請がなされた。	平成 20 年 10 月の放送局一斉再免許においても同様の要請を行っている。 また、平成 23 年 4 月、東日本大震災の被災状況に鑑み、視聴覚障害者に対する情報提供への配慮として、字幕・解説放送の充実等について、一層配慮の上、放送法第 6 条の 2 の趣旨に鑑み、正確かつきめ細かな情報を国民に迅速に提供されるよう、総務大臣から放送事業者に対し要請を行った。				
P18・L3	平成 13 年 10 月、日本放送協会及び民放キー 5 局が、字幕放送の普及目標のための計画を策定した。また、平成 15 年 3 月には、在阪準キー 4 局が、平成 16 年 7 月には、在名広域 4 局、テレビ愛知(株)及びテレビ大阪(株)が、字幕拡充計画を策定した。	平成 19 年の視聴覚障害者向け放送普及行政の指針の策定を受け、NHK、在京キー 5 局、在阪準キー 4 局、在名広域 4 局、テレビ愛知及びテレビ大阪が、平成 20 年に、平成 29 年度までの間に達成すべき数値目標を定めた字幕拡充計画を策定。 また、解説放送については、NHK が平成 20 年度から、在京キー 5 局及び在阪準キー 4 局が平成 21 年度から、在名広域 4 局、テレビ大阪、テレビ愛知が平成 22 年度から、それぞれ年度ごとに具体的な取組（対応番組数等）による解説拡充計画を策定。なお、平成 23 年度には、字幕拡充計画同様に平成 29 年度までの数値目標を定めた解説拡充計画が策定されたところである。				
P18・L14	放送事業者が作成した字幕拡充計画を上回るペースで推移している。	民放の実績の多くは、概ね策定した字幕拡充計画を上回るペースで推移している。 NHK の実績は平成 20 年度・平成 21 年度ともに計画値を下回っていたものの、平成 22 年度は計画値を上回った。				

P19・L1	3.2.3 字幕放送の利用状況と要望	【聴覚障害者に対するアンケート調査】 ● テレビの視聴時間帯 - 平成 18 年調査と平成 23 年調査とでほとんど差はなく、現行の行政指針の対象時間である「午前 7 時から午後 12 時」に集中している。 ● 満足度（「満足している」、「概ね満足している」と答えた割合） <table><thead><tr><th></th><th>字幕の見やすさ</th><th>字幕の分かりやすさ</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成 18 年調査</td><td>46%</td><td>64%</td></tr><tr><td>平成 23 年調査</td><td>57%</td><td>67%</td></tr></tbody></table> ● 字幕の時間差（「気になる」、「若干気になる」と答えた割合） <table><tbody><tr><td>平成 18 年調査</td><td>53%</td></tr><tr><td>平成 23 年調査</td><td>60%</td></tr></tbody></table> ● 緊急時の情報入手方法 - 平成 18 年調査と平成 23 年調査とで、傾向にほとんど差が無く、そのままテレビを見て情報を得る人が非常に多い。 - 緊急時・災害時に字幕や手話の付与については、85%の方が「必要だと思う」または「まあ必要だと思う」と答えている。 - 緊急時・災害時に字幕や手話がつけられていない場合の情報入手の可能性（「できると思う」、「ある程度できると思う」と答えた割合） <table><tbody><tr><td>Ｌ字スーパー</td><td>68%</td></tr><tr><td>データ放送</td><td>37%</td></tr><tr><td>インターネット</td><td>32%</td></tr><tr><td>ワンセグ</td><td>22%</td></tr><tr><td>ラジオ</td><td>8%</td></tr></tbody></table> 出典：三菱ＵＦＪ＆リサーチコンサルティング「国内外における字幕放送等に関する調査研究」		字幕の見やすさ	字幕の分かりやすさ	平成 18 年調査	46%	64%	平成 23 年調査	57%	67%	平成 18 年調査	53%	平成 23 年調査	60%	Ｌ字スーパー	68%	データ放送	37%	インターネット	32%	ワンセグ	22%	ラジオ	8%
	字幕の見やすさ	字幕の分かりやすさ																							
平成 18 年調査	46%	64%																							
平成 23 年調査	57%	67%																							
平成 18 年調査	53%																								
平成 23 年調査	60%																								
Ｌ字スーパー	68%																								
データ放送	37%																								
インターネット	32%																								
ワンセグ	22%																								
ラジオ	8%																								

P22・L5	(手話放送の割合は)低い水準で横ばいの状況となっている。	● 総放送時間に占める手話放送時間の割合 <table> <tr> <th></th><th>平成 17 年度</th><th>平成 22 年度</th></tr> <tr> <td>NHK 総合</td><td>0.01%</td><td>0.1%</td></tr> <tr> <td>NHK 教育</td><td>2.2%</td><td>2.4%</td></tr> <tr> <td>在京キー5局平均</td><td>0.1%</td><td>0.1%</td></tr> <tr> <td>在阪準キー4局平均</td><td>0.1%</td><td>0.2%</td></tr> </table> 出典：総務省「平成 17 年度の字幕放送等の実績」、「平成 22 年度の字幕放送等の実績」		平成 17 年度	平成 22 年度	NHK 総合	0.01%	0.1%	NHK 教育	2.2%	2.4%	在京キー5局平均	0.1%	0.1%	在阪準キー4局平均	0.1%	0.2%
	平成 17 年度	平成 22 年度															
NHK 総合	0.01%	0.1%															
NHK 教育	2.2%	2.4%															
在京キー5局平均	0.1%	0.1%															
在阪準キー4局平均	0.1%	0.2%															
P46・L6	他の放送局では、手話放送の実施割合は、非常に低い状況となっている。	手話放送については、現在、①画面の一部に、手話映像を付与している番組、②手話通訳者が出演し、番組そのものを手話で構成している番組の2種類がある。 ①については、手話画面は表示・非表示の切替ができず、常時表示となるため、民放事業者は手話放送を実施するとしても、画面の端に小さくワイプで手話画面を入れているものの、障害者からは手話画面が小さく見にくいので、手話者を大きく映して欲しいとの要望が出されている。 ②については、NHK 教育で聴覚障害者向けの手話番組を編成している。この方法は手話通訳者が番組出演者であり、大きく映るため分かりやすいと言われているが、あくまでも聴覚障害者向け放送であるため、この方法により手話番組の数を格段に増やすことは困難である。															
P22・L10	3.3.2 手話放送の利用状況と要望	● 満足度（「満足している」、「概ね満足している」と答えた割合） <table> <tr> <th></th><th>全体</th><th>ろうあ連盟</th></tr> <tr> <td>平成 18 年調査</td><td>15%</td><td>31%</td></tr> <tr> <td>平成 23 年調査</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>手話映像付与</td><td>17%</td><td>29%</td></tr> <tr> <td>手話通訳者出演</td><td>30%</td><td>60%</td></tr> </table> 出典：三菱UFJ&リサーチコンサルティング「国内外における字幕放送等に関する調査研究」		全体	ろうあ連盟	平成 18 年調査	15%	31%	平成 23 年調査			手話映像付与	17%	29%	手話通訳者出演	30%	60%
	全体	ろうあ連盟															
平成 18 年調査	15%	31%															
平成 23 年調査																	
手話映像付与	17%	29%															
手話通訳者出演	30%	60%															
P27・L5	(解説放送は)NHKにおいては、若干ではあるものの増加傾向にあるが、民間放送事業者においては、低い水準で横ばいの状況となっている。	NHK、民放ともに若干の増加傾向となっている。															

【視覚障害者に対するアンケート調査】

● テレビの視聴時間帯

- ・平成18年調査と平成23年調査とでほとんど差はなく、午前7時から午後12時の時間帯に集中している。

● 満足度（「満足している」、「概ね満足している」と答えた割合）

平成18年調査	50%
平成23年調査	37%

● 解説放送を増やして欲しい番組ジャンル

	平成18年調査	平成23年調査
ニュース・天気予報	55%	65%
教育・教養番組	33%	50%
映画番組	37%	49%
スポーツ中継	28%	42%
ニュース以外の報道番組	31%	41%
バラエティ番組	4%	19%
その他の娯楽番組	26%	—
ドラマ	—	57%
アニメ	—	17%

● 緊急時の情報入手方法として期待している手段

- ・平成23年調査で、ラジオが85%、テレビが70%、メール43%となっており、ラジオ及びテレビへの期待は年齢差もほとんどない。ただし、メールへの期待は、高齢者になるほど低くなっている。

● 緊急時の情報入手方法

- ・平成23年調査で、ラジオ56%、そのままテレビで情報を得る29%となっている。

緊急時・災害時に情報入手の可能性（「できると思う」、「ある程度できると思う」と答えた割合）

ラジオ	84%
インターネット	33%
ワンセグ	23%
Ｌ字スーパー	16%
データ放送	14%

出典：三菱ＵＦＪ＆リサーチコンサルティング「国内外における字幕放送等に関する調査研究」

P33～	4海外の視聴覚障害者向け放送の現状	● 各国の義務化の状況																	
			字 幕		解 説		手 話												
			平成 18 年調査	平成 23 年調査	平成 18 年調査	平成 23 年調査	平成 18 年調査	平成 23 年調査											
		米 国	義務		非義務	24～義務	非義務												
		英 国	義務		義務		義務												
		カナダ	義務		義務		非義務												
		韓 国	努力義務	義務	努力義務	義務	努力義務	義務											
		中 国	非義務	奨励	非義務		非義務	奨励											
		日 本	努力義務		努力義務		非義務												
		出典：三菱UFJ＆リサーチコンサルティング「国内外における字幕放送等に関する調査研究」																	
P41・L10	日本の字幕制作費は米英の約 5 倍かかっており、…	日本の制作コストは横ばい、米英の制作コストは縮減傾向にある。特に米国の生字幕制作単価の低廉化が非常に大きい。 <table><tr><td></td><td>字幕番組制作費／時間</td><td>生字幕番組制作費／時間</td></tr><tr><td>日本</td><td>175,000 円—366,000 円</td><td>171,250 円—273,750 円</td></tr><tr><td>米国</td><td>15,800 円— 63,200 円</td><td>5,925 円— 17,775 円</td></tr><tr><td>英国</td><td>32,507 円</td><td>40,186 円</td></tr></table> 出典：三菱UFJ＆リサーチコンサルティング「国内外における字幕放送等に関する調査研究」							字幕番組制作費／時間	生字幕番組制作費／時間	日本	175,000 円—366,000 円	171,250 円—273,750 円	米国	15,800 円— 63,200 円	5,925 円— 17,775 円	英国	32,507 円	40,186 円
	字幕番組制作費／時間	生字幕番組制作費／時間																	
日本	175,000 円—366,000 円	171,250 円—273,750 円																	
米国	15,800 円— 63,200 円	5,925 円— 17,775 円																	
英国	32,507 円	40,186 円																	
P42・L5	我が国の再放送比率は非常に低くなっており、…	NHK 総合における再放送比率は、平成 23 年度前期で 18.6%となっており、英国 BBC の主要チャンネルである「BBC1」における 32.5%や「BBC2」における 49.9%と比較しても低い状況。																	
P43・L9	NHK（総合）では…総放送時間に占めるリアルタイム字幕放送番組の割合は 14%となっている。	リアルタイム字幕時間は、若干増加傾向。 平成 18 年 14% 平成 22 年 18%																	

P43・L19	字幕の対応可能な競技の拡大の可能性はある。	NHKにおいて、2011年10月現在、リスピーク方式による生中継を実施した競技は以下の通りである。これらの競技は、比較的放送頻度が高いため、辞書蓄積に適している。 「相撲」(大相撲・全日本相撲選手権) 「野球」(プロ野球・全国高校野球選手権一決勝一) 「サッカー」(Jリーグ・ワールドカップ) 「フィギュア」(NHK杯国際フィギュア) 「柔道」(全日本柔道選手権・全日本女子柔道選手権) 「マラソン」(びわ湖毎日マラソン) 「シンクロナイズドスイミング」(日本選手権) 「競泳」(全日本水泳選手権) 「冬季オリンピック」(スピードスケート・フィギュア・ショートトラック・ジャンプ・カーリング) 「夏季オリンピック」(マラソン・シカゴイズドスイミング・サッカー・野球・競泳・柔道)
P44・L10	オペレーターの育成が急務の課題となっている。	オペレーターの供給量は微増してはいるものの、依然として、その育成は課題である。 リアルタイム字幕の入力オペレーターは高度な技能が必要であり、また、一人前となるためには、実務的な経験を積み重ね、時事の常時把握が不可欠であるため、数年の訓練が必要であり、その育成と確保には、大変なコストがかかる。一方で、リアルタイム字幕が必要となるのは、主にニュース番組となるが、その放送時間帯が集中しており、そのピーク時にあわせてオペレーターを編成した場合、それ以外の時間帯の稼働率が大幅に落ちることとなり、採算性が悪くなることや、自動音声認識装置が実用化に至った場合に、字幕制作要員が余剰要員になる可能性があることなどの問題点がある。
P44・L15	緊急放送に字幕を付与するためには、予測不可能な事態に対応するため24時間高度な技術を有する字幕制作要員を確保する必要がある、…	緊急放送に字幕を付与するための、24時間高度な技術を有する字幕制作要員を確保するには至っていないが、NHKでは自動音声認識技術を利用したハイブリット型字幕制作システムの開発・検証を実施してきており、このシステムが実用段階になれば、緊急放送への字幕付与の可能性も高まることが期待できる。 また、NHKにおいて定時報道番組に生字幕付与を実現すれば、少なくともその定時報道番組の時間になれば、生字幕が付与されることとなり、緊急時での字幕付与までの時間を短縮することが可能となる。 民放では、各社において、それぞれ、スタッフのシフトを調整し対応可能時間を拡大することや、緊急時の情報収集手段として注目度が上がっているデータ放送について、L字スーパーや災害関連情報等と直結できるようシステム改修に取り組むなど対応を進めているが、24時間要員を確保することは、コスト面及び恒常的な人材不足から考えて、依然として困難である。 特に、民放ローカル局においては、平時でも字幕制作要員の確保が困難であるところ、緊急時は限られた要員体制の中で、災害放送全体への対応がまず最優先であり、字幕放送制作に要する人員を確保することは、大変厳しい。緊急時は、L字画面運用での情報提供が、字幕放送に類する情報サービスとなりうる。

P44・L23	購入番組や自社制作番組に字幕を付与して放送するためには、新たに設備の構築が必要になる。	民放ローカル局において、新たな設備を構築したという状況はない。また、デジタル化に対応するために、多くの出費を行ったばかりであることから、現在のところ、字幕を付与する設備を構築するといった動きも見られない。 NHK においては、まずは地域拠点局での生字幕に対応するための検討が開始されている。3 月から東京で音声自動認識装置を活用した字幕付与の試行が予定されており、その運用実績を見ながら、早ければ平成 24 年度末には 2 局程度の地域拠点局で生字幕放送が開始されることが期待できる。なお、音声認識や修正を行うためのシステムの導入と、リスピーカーや修正のための要員が必要となり、1 局あたり数億円の設備投資と運用費が必要となる。
P44・L25	自社内で字幕制作を行う場合には、字幕制作要員の育成が課題であり、…	NHK や民放キー局、準キー局等においては、自社内で字幕制作を行うための字幕制作要員を増やしつつ、足りない要員は外注する等で対応してきているが、ローカル局では、まだまだ字幕制作要員が確保されているとはいえない状況にある。
P44・L27	特に、自社制作の生放送番組に字幕を付与するためには、熟練した技術を持つ字幕制作要員が必要となるが、地方でこのような字幕制作要員の確保は非常に困難であると予想される。	地方で字幕制作要員の確保は非常に困難である状況に変わりはないが、一部の放送局では、コストの高い高速入力方式による生字幕制作に対し、代替的な方式として、事前原稿テイク方式（報道の原稿システムから字幕用の原稿に自動的に変換したものを、アナウンサーの読むスピードにあわせて、オペレーターが字幕用原稿を送出する方式）によって字幕制作を行っているケースもある。事前原稿テイク方式は、高速入力方式に比べて少ない要員での字幕制作が可能であるが、原稿が無い部分や出演者がアドリブで発言する部分などは、字幕を付与することができない。 その他、福岡県の放送事業者 5 者等が共同で「株式会社九州字幕放送共同制作センター」を設立し、九州地域の自主制作番組を中心に 30 弱のレギュラー番組に字幕付与を行っているケースもある。
P46・L15	課題が多い状況となっており、手話放送番組は一部の番組に限定せざるを得ない状況となっている。	手話放送は、そもそも手話画面の表示・非表示の切替ができないこと、仮に切替ができたとしても、扱うデータが画像であるため、字幕の文字データ、解説の音声データに比して、データ量が格段に大きく、手話の効率的な送信と表示には課題が多いことから、広く一般番組への手話の付与は、現在もなかなか普及が進まない状況である。 なお、ろうあ者からはニュース・天気予報、報道番組への手話付与のニーズが高い。 ● ろうあ者が手話付き番組を増やして欲しい番組ジャンル 平成 23 年調査 ニュース・天気予報 80% ニュース以外の報道番組 52% 教育・教養番組 38% 出典：三菱UFJ J&リサーチコンサルティング「国内外における字幕放送等に関する調査研究」

P47・L17	解説放送は、視覚障害者の障害の度合い、感性によって求めるものが違う	解説放送は、情景を音声で説明するため、受け手の年齢、性別等によって感じ方が大きく異なる。解説をもっと丁寧にして欲しいという要望がある一方で、解説が煩わしいと感じている方もいる。そのため、すべての方に満足のいく解説放送を行うことは、非常に困難である。
P47・L26	ニュース速報の音声化については、視覚障害者からの要望が強い。	テロップで表示されるニュース速報については、音声情報が放送されていないため、視覚障害者が情報を入手できないことから、音声化に対する要望は引き続き強い。 単に副音声で読み上げればよいことで、すぐにでも実現できるはずとの意見がある一方で、①第一音声で受信しているテレビ受信機を第二音声受信に切り替える信号を出す必要があるが、それに対応するのは設備的に困難であること、また、②放送事業者においては、そもそも読み上げるためのアナウンサーを24時間待機させることが困難であることから、現在、アナウンサーによる副音声での読み上げに対応することは難しい状況である。
P47・L30	(ニュース速報の音声化については…NHK 放送技術研究所では)…副音声チャンネルで自動送出する研究開発を実施している。また…点字表示するといった研究が進められている状況である。	NHK 技研において、気象庁の地震速報の読み上げについては、自然な読み上げ音声を生成し、副音声チャンネルで自動送出する技術開発が行われたが、他方、一般のニュース速報の読み上げについては、正確な読み仮名やアクセントなどにも対応する必要があり、実用化には至っていない状況である。 また、仮にニュース速報の読み上げが可能となったとしても、合成音声を副音声チャンネルで自動送出するためには、放送局設備の対応が必要となるなど、実現するための課題も多くある。
P48・L4	必要最低限の機能を有したボタンの少ないリモコンや…の作成が課題となっている。	視覚障害者からは、デジタル化による機能の多様化に伴い、ますますリモコンが複雑になってきて、使いにくいという声がある。 現在、テレビの基本的な操作のみを行う簡単リモコンが複数社から販売されてきており、そのすべてに解説放送を受信するための音声切り替えボタンは付いている。
P49・L12	(視覚障害者向け XML 等) 早期実用化に向けて、引き続き研究開発が推進されることが望まれる。	本件研究開発は、NHK が9件の特許出願を行うなど、研究開発は目的を達成し終了している。NHK 技研において実用レベルの視覚障害者用端末を試作し、視覚障害者によるモニター評価でも好評を得ているが、市場規模が小さく商業的に成り立ちにくいことなどから、商品化には至っていない。
P50・L1	(視覚障害者向け XML 等) 外国語放送での日本語吹き替え…について、合成音声での対応への発展が期待できる。	NHK 技研では、ニュースのような文章を単調に読み上げる合成音は作成できるようになったが、表現の面で不十分なため日本語吹き替えなどのように内容を的確に伝えるにはまだ課題があり、放送品質には至っていない。 また、合成音声を第二音声チャンネルで自動送出するには、放送局設備の対応が必要となるなど、実現するための課題が多くある。
P50・L11	(視覚障害者向け放送ソフト制作技術) 字幕番組を効率的に制作するシステムの開発を実施した。	字幕を効率的に作成するシステムは、複数社で実用化されており、放送事業者や番組制作会社に普及している。ただし、自動音声認識率の低さ等から期待したほどの効果が得られていないのが現実で、人手に

P50・L16	(視聴覚障害者向け放送ソフト制作技術) 平成 17 年度から、放送事業者や字幕制作会社の一部で導入されている。	よる作業が多く残る。 【参考】 衆議院においては、2010 年 5 月から自動音声認識により議事録を作成する「新会議録作成システム」の試行が開始され、2011 年 4 月からは本会議及び予算委員会等を除く各種委員会において本格運用が開始された。この「新会議議事録作成システム」による認識率は 89%ということで、誤表記部分は速記者が修正している。									
P53・L28	(視聴覚障害者向け放送ソフト制作技術の研究開発を実施し、)平成 16 年度に実用化された。										
P51・L8	(生字幕遅延補正方式) 現在、デジタル放送用の試作機開発に取り組んでいるところである。	生字幕遅延補正方式の研究開発の結果、生字幕の遅延補正技術は実証され、特許も成立している。しかし、生字幕遅延補正の実現には、ARIB 規格において字幕の遅延情報を定義し、その上で放送局設備及びテレビ受像機の改修が必要となることから、直ちに実現される状況にはない。									
P51・L14	(生字幕遅延補正方式) 引き続き課題解決に向けて検討していくことが必要と考えられる。										
P52・L33	(解説放送については) 推進に向けた支援方策について検討していく必要がある。	解説放送の普及のため、普及行政の指針を策定し、制作費助成を継続している。また、平成 23 年度からは解説番組の制作助成については、補助金の交付決定率を上限である 50%としている。									
P53・L13	普及が遅れている解説番組及び手話番組制作費について重点的に助成するなど、その拡充について検討することが求められる。	平成 23 年度より字幕放送に比して、解説及び手話番組制作費について重点的に助成を行うこととしている。									
P53・L23	人材育成の支援制度を検討することが求められる。	情報通信人材研修事業は、事業仕分けの提言を受け平成 21 年度で廃止をしており、現在人材育成支援制度は行われていない。									
P53・L33	視聴者が手話をつけるかどうか選択できる技術が開発されることが望まれており、研究開発実施の可能性を検討することが求められる。	NHK 技研では、手話単語 5,000 語の対訳辞書を構築し、入力した日本語文を CG の手話文に変換出来るシステムを試作した。現時点で、翻訳可能な文は範囲が非常に狭く、また、CG の人物の動作に手話としては不自然な点があることから、実用化にはまだ時間がかかりそうであるが、当面の目標として、気象ニュースを翻訳できる技術基盤の確立を目指している。 また、手話映像を受信機で表示・非表示と切り替えるためには、手話 CG のデータをテレビ映像とは別に送り受信機で合成する必要があるが、データ量が多いため放送で伝送することは現時点で困難である。									
P54・L9	総務省が…委託調査によると、字幕放送を知らない人が 12%、解説放送を知らない人が 53%であった。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>字幕放送知らない</th><th>解説放送知らない</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 18 年調査 (対象者: 50 歳以上)</td><td>12%</td><td>53%</td></tr> <tr> <td>平成 23 年調査 (対象者: 65 歳以上)</td><td>17.7%</td><td>38.9%</td></tr> </tbody> </table> 出典: 三菱UFJ & リサーチコンサルティング「国内外における字幕放送等に関する調査研究」		字幕放送知らない	解説放送知らない	平成 18 年調査 (対象者: 50 歳以上)	12%	53%	平成 23 年調査 (対象者: 65 歳以上)	17.7%	38.9%
	字幕放送知らない	解説放送知らない									
平成 18 年調査 (対象者: 50 歳以上)	12%	53%									
平成 23 年調査 (対象者: 65 歳以上)	17.7%	38.9%									

P54・L21	視聴覚障害者向け放送は、高齢者にあまり知られていない状況となっており、行政は、高齢者への周知についても取り組んでいく必要がある。	アナログ放送終了の周知に合わせて、デジタル放送では、字幕・解説番組が充実することを、総務省HP、パンフレット配布等で周知している。また、デジサポHPでは、視聴覚障害者向けの専用ページが設けられており、字幕放送についても説明されている。 放送事業者においては、デジタル放送への移行においては、特別番組やイベント、HP等にて、新たなテレビの機能として字幕の表示・非表示の切替が可能となること等、普及PRを目的に繰り返し周知を行った。また、新聞テレビ欄やEPG上で番組名に字幕・解説番組を示すマークを併記して告知することや、HPにて字幕・解説放送についてのページを設けて、字幕・解説番組について、付与番組や利用方法の紹介、意見・質問の受付、Q&Aの掲載等を行っている。また、解説放送においては、視覚障害者団体に対し、定期的に解説番組の情報提供を行う等により、告知を行っている。その他、個別番組内やイベントにおいて、放送アクセシビリティに関する周知広報活動を行っているケースもある。
P55・L27	放送事業者も放送アクセシビリティの確保について社会的合意を得るための周知広報をすることが求められる。	
P54・L25	視聴覚障害者向け放送の拡大には、間接または直接に一般国民の負担が発生するため、国民が視聴覚障害者向け放送の必要性を理解することが重要である。そのため、広く国民全体に対し、政府公報等による情報提供等積極的な周知を行うことが求められる。	アナログ放送終了の周知に合わせて、デジタル放送では、字幕・解説番組が充実することを、総務省HP、パンフレット配布等で周知している。また、デジサポHPでは、視聴覚障害者向けの専用ページが設けられており、字幕放送についても説明されている。
P55・L13	関係者が定期的に集まって意見交換をする場を設けることが求められる。	障害者、放送事業者（字幕放送担当）との意見交換の場を持ち、様々な意見交換を実施している。この意見交換によって、たとえば、地デジ広報番組に手話がつき、電話番号のみの表記であったところ、FAX番号も追記された等、意見交換の結果として少しずつではあるが効果がでてきている。
P56・L1	電機メーカーは家電販売にあたって、バリアフリー対応商品であることをPRする等、視聴覚障害者向け放送が社会に必要なものであることを広報していくことが求められる。	電機メーカーでは、障害者等向けの展示会などに積極的に出展し、バリアフリー機器の周知に努めている。また、ホームページ等でもバリアフリー機器について説明を行う等、周知広報に工夫がされている。
P56・L9	現状の放送サービス全体の中から積極的に放送の効用を享受するよう意識改革を行う必要がある。	障害者は、データ放送等の利用も進みつつあるが、災害時での情報入手可能性の調査において、視覚障害者からは音声対応していないL字スーパーやデータ放送はほとんど期待されておらず、また、聴覚障害者からは情報入手メディアとして期待はされているものの、情報更新が遅い、現地での情報がないなどの意見が寄せられている。依然として、障害者にとって情報取得メディアとしてテレビ本番組への期待が大きい状況である。

研究会における障害者団体からの要望等への対応と考え方

【注：【総】総務省、【N】NHK、【民】民間放送事業者、による回答】

1. 対応済みの事項

事項	要望団体	要望内容	対応・考え方
共 通	ろうあ連盟	1) 緊急災害時のＬ字スーパーや、テロップ等により一つの場面で複数の情報が配信される場合でも、聴覚障害者へ本放送の内容を正しく伝えるために、字幕・手話を付与して欲しい	【N】緊急災害時には、生命・財産を守る情報やよりきめ細かい情報をより早くより確実に入手していただけるよう、あらゆる手段を使って情報提供を行うことが必要と考えている。その一環としてテロップやＬ字画面といった手段を活用して必要な情報提供に努めているところであり、字幕・手話についても、当然のことながら最大限付与していく考えである。 【民】昨年の東日本大震災の際には、Ｌ字スーパーやテロップの実施中も、可能な限り字幕を付与していた。手話放送については、要望の19)及び21)に対する回答のとおり実施に困難な点が多い。 【総】行政指針においては、対象となる放送番組全てに字幕を付与することを求めているものではない。
		2) 放送番組制作現場で障害者を活用する体制を築くべき	【N】「ろうを生きる難聴を生きる」では司会の多くをろう者や難聴者をお願いし、「聞いて聞かせて」では、毎回、同じ弱視の方に司会をお願いしている。手話ニュースのキャスターについても14名中9名がろう者で、いずれの番組でもスタジオ出演だけでなく番組の制作に参画していただいている。また、車イス利用者が番組のディレクターとして長年、「福祉ネットワーク」などの番組制作に従事するなど、放送制作現場で障害のある方に様々な形で番組制作にかかわっていただいている。このほか、年に一度、番組企画委員会を開き、当事者団体の意見を伺ったり、キャスターの人脈で聾学校や手話サークルなどのろう者の方から、直接、番組への意見や要望を聞いていただくなどの取り組みも実施している。形は様々だが、今後ともこうした障害者の方々の番組制作への参画を通じて、放送番組の更なる充実に努めていきたい。 【民】障害者雇用については、障害者雇用促進法の定めるところに基づき各社対応している。なお、障害者向け放送については、可能な限り視聴者の方々のニーズを満たすよう制作している。

共通	ろうあ連盟	3) 字幕等の制作に資するため、既存の社会資源（例：情報提供施設）の活用を踏まえる必要があるのではないか	【N】収録済み番組については、長い年月をかけ、ほぼ100%字幕を付与できる体制や設備を整備し、様々な状況に相当程度対応できる業務フローも確立し、安定的な運用を行っている。ニュースや生放送番組のリアルタイム字幕の拡充が課題であるが、リアルタイム字幕については、瞬時に正確に字幕化する必要があり、収録済み番組への字幕付与に比べて困難度が高い。既存の社会資源の活用にあたってはNHKの編集方針や番組基準を深く理解するとともに発話を瞬時に正確に字幕化できるオペレーター確保や設備、体制等を整えていることが条件となる。手話については、内容を正確に伝えることのできる高いスキルを持つ人材の確保が課題であり、施設の活用というより個別の人材確保の問題ととらえている。 【民】放送事業者だけでなく、社会全体で検討すべき課題と考える。
	全難聴	4) 放送の編成に当たる人が視聴覚障害者向け放送の役割を自覚していないのは大きな問題	【N】NHKでは「人にやさしい放送・サービスの拡充」に取り組んでいくことを24年度からの3か年の経営計画で掲げている。24年度の「国内放送番組の編集の基本計画」でも、字幕・解説・手話などの放送の拡充を重点事項の一つとしており、こうした認識のもと取り組みを進めているところである。また、「国内放送番組の編成計画」は編成局が編集責任を負っており、字幕放送、解説放送とも、放送時間数や対象番組を明記し、NHKのホームページでも公表している。 【民】期待値との間に差があるかもしれないが、視聴覚障害者向け放送の役割を理解し、実施している。
		5) 施策形成の場に障害者当事者の参画を保障する	【総】視聴覚障害者向け放送の普及については、閣議決定された「障害者制度改革の基本的な方向」及び改正障害者基本法(10条)も踏まえ、障害者各団体の参画を得て、本研究会において御議論を頂いている。 また、これまで放送事業者と障害者団体との打合せ・意見交換の場としては、放送事業者等による全文字協（全国字幕放送普及推進協議会）と障害者団体との会合を総務省が仲立ちし開催してきたが、字幕のみならず解説等についても意見交換を行う必要が生じたことから、さらなるメンバーの拡充による新たな場の設定について検討を行っている。
	ろうあ連盟	6) ローカル局においても字幕放送を普及するよう、目標を設定して欲しい	【総】現行指針において、ローカル局の目標は、その経営規模等を踏まえ、広域局については、平成29年度までに対象の放送番組の全てに字幕付与、県域局については、できる限り目標に近づくよう字幕付与と設定しており、目標年度における達成に向けて各放送事業者が取り組んでいると認識している。
字幕放送	全難聴	7) 県域局における対応をどう実現するかを国として考えるべき	【総】県域局における字幕放送の充実は重要な課題であることから、総務省では現在、県域局の経営規模を踏まえ、字幕番組等制作支援において県域局に対して重点的な支援を行っているところである。

字幕放送	全難聴	8) 日本の字幕放送は完璧を求めるために高コストになっているという話があるが、字幕のコスト削減のため、字幕の誤記は、1分以内に訂正すればよいとする免責条項を放送法上に設けるべき	【総】字幕の誤記も訂正又は取消しの放送（放送法第9条）の対象となるが、真実でないことが判明した場合の訂正又は取消しの放送の実施は、その判明した日から2日以内と規定されているところ。
解説放送	日盲連	9) 解説放送を充実し、健常者と同じようにテレビを楽しめるようにして欲しい（特に、ニュース報道番組、ドラマ、ノンフィクション、スポーツ番組）	【N】平成24年度は23年度から10番組増やし、52番組（随時番組含む）で解説放送を実施することとしている。解説放送は事前準備にかなり時間がかかるため、生放送の番組に解説放送を実施することは難しく、現在はEテレの一部を除いて、生放送番組では解説放送を実施していない。まずは収録番組にできるだけ解説放送を実施していく計画で拡充を図っており、今後も拡充に努めていきたい。 ＜平成24年度の解説放送＞ （ニュース報道番組）現時点ではニュース・報道番組で解説放送は実施していない。 （ドラマ）「梅ちゃん先生 一連続テレビ小説」、「平清盛」、「ドラマ10」、「よる☆ドラ」、「ドラマアンコール」、「土曜ドラマ」ほか （ノンフィクション）「ためしてガッテン」、「鶴瓶の家族に乾杯」、「趣味Do楽」、「団塊スタイル」、「東北発☆未来塾」ほか （スポーツ番組）ロンドンパラリンピック 【民】東名阪の民間放送事業者は、解説放送拡充計画をそれぞれ策定し、目標値達成に向けて努力している。 【総】解説放送の充実に向け、指針を策定し、目標の実現に向けた取り組みを放送事業者に対して求めているところである。各放送事業者（NHK、在京キー5局、在阪準キー4局、テレビ大阪、在名広域4局、テレビ愛知）においては、平成20～22年度において実施した試行結果を踏まえ、平成23年度より解説拡充計画を策定し、解説放送の拡充に取り組んでいる。総務省としては、民間放送事業者の取組を支援するため、放送事業者解説番組の制作費に対する助成を行っている。
		10) 目標数値を達成するように放送局を監視して欲しい	【総】総務省では、毎年、字幕放送等の実施状況等を調査し、公表しており、各放送事業者の取り組みを社会的な評価に供している。
		11) 解説放送充実のため、放送局に対して予算措置を講じて欲しい	【総】放送法上、各放送局は解説放送の充実努めることとされており、指針を踏まえ、自ら定めた解説拡充計画に基づき解説放送を充実しているところであり、そのための予算措置は各事業者において支弁するものであると考える。 他方、総務省としては、民間事業者の取り組みを促す観点から、平成5年から解説番組を制作する者に対して、その制作費の一部を助成してきており（H23年約5626万円）、さらに平成23年度から助成率を上限である2分の1とし、重点的に対応している。

解説放送	日盲連	12) 教育関連の放送についてはグラフなどを用いての説明が多くて分かりにくいいため、解説を付与し分かりやすくして欲しい	【N】解説放送の場合、主音声の隙間を利用して解説を付与する。隙間がない場合には、物理的に解説を付与できないため、グラフなどを用いる場合は、まずは主音声での説明で内容をご理解いただけるよう努力を重ねている。解説放送の拡充に取り組むなかで引き続きみなさんのご意見をふまえながら努力・工夫を重ねていきたい。 【民】限られた放送時間の中では限界があるが、可能な限り音声での説明を行っている。
		13) 過去3年間の解説放送の実績と今後の計画をみると、進捗状況に差があるが、行政指針における目標値を達成する裏付けが放送事業者にはあるのか（単なる計画のための計画なのか）	【N】総合テレビは毎年度0.2～0.3%、Eテレは0.6%ずつ拡充していく計画を策定している。必要な予算を確保したうえで着実に目標値を達成できるよう取り組んでいく。 【民】東名阪の民間放送事業者が策定した、解説放送拡充計画は、それぞれ根拠に基づいており、目標値達成に向けて努力している。
手話放送	ろうあ連盟	14) 当面、CS障害者放送統一機構の「目で聴くテレビ」による手話と字幕付加放送を補完放送として位置づけて支援する制度の創設も検討して欲しい	【総】CS障害者放送統一機構が行っている「目で聴くテレビ」に対しては、手話翻訳映像助成(H22～)、役務提供（リアルタイム番組字幕作成）助成(H14～）として補助金を交付(H22 実績 17万円)し、支援を継続している。また、「目で聴くテレビ」を視聴するための受信装置（アイ・ドラゴン）については、障害者自立支援法に基づく日常生活用具給付制度の下、各自治体が日常生活用具と認めた場合、購入価格の9割が助成されている。
その他	老テク研	15) 放送局に字幕ボタン、字幕放送等の利用方法を紹介していただけるよう協力をお願いする （「リモコンボタンの字幕を押してご覧下さい」というスーパーを流すなどの工夫の実施を期待する）	【N】1月29日の「とってきおきサンデー」でリモコンの字幕ボタンの操作などについてご紹介するなど、字幕ボタンや字幕放送の利用方法については、これまで様々な番組で周知を行ってきた。字幕放送番組や解説放送番組については、番組の冒頭で画面右上に字幕放送・解説放送と表示している。また、公開ホームページ、パンフレット、技研公開時に行う最新技術の紹介など、さまざまな方法で周知に努めている。 【民】地上デジタル放送への移行において、新たなテレビの機能として繰り返し周知を行った。今後も放送やホームページなどを通じて周知に努めていきたい。
		16) 放送事業者には字幕放送や解説放送のことを知らない国民に対する啓発をもう少し頑張ってもらいたい	【N】平成23年7月24日の地上デジタルの移行にあわせて、「デジタルQ」や「デジタルテレビライフがやってきた」といった番組等で、リモコンの使い方を含めて字幕放送・解説放送の周知を図ってきたほか、ホームページや冊子も活用して周知に努めてきた。また、1月29日には「とってきおきサンデー」で字幕・解説・手話の“人にやさしい放送”についてのNHKの取り組み、リモコンの字幕ボタンの操作などについてもご紹介したところである。引き続き、様々な手段や場を活用して周知に努めていきたい。 【民】地上デジタル放送への移行において、新たなテレビの機能として繰り返し周知を行った。今後も放送やホームページなどを通じて周知に努めていきたい。
		17) 高齢者への情報学習支援の仕組みをつくって欲しい	【総】（本研究会が取り扱う課題とは異なるが）高齢者の情報学習支援については重要と考え、リテラシーの向上等について所要の施策を講じているところであり、引き続き取り組みを進めたい。

2. 本研究会で検討が必要と思われる事項

事項	要望団体	要望内容	対応・考え方
字幕放送	全難聴	18) 緊急時の字幕放送の実施を求める	【N】緊急災害時については、東日本大震災での取り組みを踏まえより一層努力していきたい。そのため、まずは定時ニュース枠についての字幕付与の拡充に取り組み、緊急災害報道に字幕を付与できる初動体制を順次整備していきたい（3月中に新たに16時台ニュースにも字幕を付与する予定）。字幕オペレーターや校正スタッフを含む制作・送出スタッフの確保とそのコストが課題となる。特に夜間や土日の初動要員（含む）体制の確立、災害が大規模な場合で緊急報道が長時間・長期間にわたった場合の交代要員の確保（24時間365日常時一定数の制作・送出スタッフをスタンバイさせておくことが必要）が大きな課題である。また音声自動認識装置の認識率の向上など更なる技術的な進歩・改善も課題。 【民】東日本大震災の際は、可能な限りの字幕放送を行った。なお、24時間365日緊急放送の生字幕付与に対応するためには、高度な技術を持つ字幕オペレーターの数が絶対的に不足しており、また、いつ起こるか分からない緊急時放送に対して、専任の人間を確保しておくことは、コストの面から考えても不可能である。また、大災害時においてはまず放送自体の継続性が問題となることから、生字幕付与に対応するためには、要員確保や制作体制の維持が、通常時よりもさらに大きな問題である。民間放送局それぞれが全ての課題をクリアするのは実際としては非常に困難であり、全放送局で一体として課題を共有し、対応することも必要。
手話放送	ろうあ連盟 全難聴	19) 「視聴覚障害者向け放送行政普及の指針」に手話放送の普及目標も追加し、将来的には義務化して欲しい （手話放送の普及目標検討に当たり、様々な番組の構成に応じた手話通訳を付ける方法、手話を使って話す場面を増やす方法、クローズドキャプション方法による手話放送等について検討して欲しい）	【N】現状では、字幕放送のようにオン・オフの機能がないため、手話放送を行う場合は、ワイプ表示となるが、「小さくて見にくい」「わかりづらい」「主画面とワイプ表示を同時に見ることはできない」「どちらを見たらよいかわからない」などのご意見があることや、画面上の制約を伴うという課題がある。また、総合テレビのニュースは情報量が多く、特殊な用語や専門用語などが使われるケースがしばしばあることから、限られた時間内で多くの情報量や専門用語などを、手話で正確に翻訳・表現することは極めて困難であるうえ、ニュースの原稿が放送直前になるケースや緊急のニュースが入る場合は、手話付与のための原稿の要約や適切な表現への置き換えを行う時間もないことから手話による対応は事実上不可能である。優秀な手話通訳者の確保も大きな課題。手話通訳者そのものの人数がそれほど多くないうえ、放送で手話通訳をお願いできる方を総合テレビの定時ニュースで手話を付与していくだけの規模で確保することは現実的に難しい。このため、NHKではEテレで「NHK手話ニュース」「週間手話ニュース」「こども手話ウィークリー」など、手話キャスターを画面上のわかりやすい位置に据え、原稿のリライトや専門用語等を平易な表現に置き換えるなどの、工夫を重ねたうえで、「手話番組」として放送を実施している。また、番組に出演する手話キャスターのほか、手話のできる制作・送出ス

			タッフが必要となるが、こうした人材の確保も容易ではない。このため、数値目標の設定は困難であるが、緊急災害時を含め、できる限り柔軟に対応し、手話による情報提供の充実に努めていきたい。手話放送については、技能面での課題、技術的な課題、要員面の課題等が山積している。このため、今後の放送・通信分野における技術の進展や新たなサービス形態等の状況を見極めつつ、29年時点での実績を踏まえ、手話による情報保障の拡充に向けてより実効的な議論を行うことが望ましいと考える。 【民】①手話映像のオン・オフが技術的にできないため、視聴者が手話放送の有無を選択できない、②手話番組は画面の相当部分を手話に使用するので、画面上での制限が大きくなり、字幕等とは異なり、手話を入れるのに即した番組を個別に制作する必要がある、③番組への手話通訳者の確保においても課題が多い、という理由から、民放においては手話番組への数値目標の設定は困難。
共 通	ろうあ連盟 全難聴	20) 特に緊急・災害時には字幕放送と手話放送を義務化するように 早急に検討して欲しい	【N】緊急災害時については、東日本大震災での取り組みを踏まえより一層努力していきたい。そのため、まずは定時ニュース枠についての字幕付与の拡充に取り組み、緊急災害報道に字幕を付与できる初動体制を順次整備していきたい。字幕オペレーターや校正スタッフを含む制作・送出スタッフの確保とそのコストが課題となる。特に夜間や土日の初動要員（含む）体制の確立、災害が大規模な場合で緊急報道が長時間・長期間にわたった場合の交代要員の確保（24時間365日常時一定数の制作・送出スタッフをスタンバイさせておくことが必要）が大きな課題である。また音声自動認識装置の認識率の向上など更なる技術的な進歩・改善も課題。 手話はEテレで「手話ニュース」等を放送。東日本大震災では通常1日2回の定時放送を4回(3月19日以降は3回、7月半ばまで継続)に増設。また時間も延長するなど臨機応変に取り組んだ。この経験をふまえ、その後の災害についても随時、放送回数を増やすなど、情報提供の拡大に努めており、引き続き柔軟に対応していきたい。課題は手話キャスターなどの要員の確保。特に手話キャスターは正確かつわかりやすく伝える技術に優れていることが必要である。こうした一定以上のスキルを持つ方は限られているうえ、兼業の方も多い。また、手話のできるニュースの制作・送出スタッフも必要でこれらの人材の確保は容易ではなく、特に緊急時における要員の確保はなかなか難しいのが現状である。 【民】24時間365日緊急放送の生字幕付与に対応するためには、高度な技術を持つ字幕オペレーターの数が絶対的に不足しており、また、いつ起こるかかわからない緊急時放送に対して、専任の人間を確保しておくことは、コストの面から考えても不可能である。また、大災害時にはまず放送自体の継続性が問題となることから、生字幕付与に対応するためには、要員確保や制作体制の維持が、通常時よりもさらに大きな問題である。民間放送局それぞれが全ての課題をクリアするのは実際としては非常に困難であり、全放送局で一体として課題を共有し、対応することも必要。

共 通			手話放送は、上記理由に加えて、①手話映像のオン・オフが技術的にできないため、視聴者が手話放送の有無を選択できない、②手話番組は画面の相当部分を手話に使用するので、L字対応やオープンスーパーなど、複数の方法で画面で情報提供している中、さらに手話を入れることで画面上での制限が大きくなる、③番組への手話通訳者の確保においても課題が多い、という理由から、民放においては手話番組への義務化は困難。
	ろうあ連盟	21) 平成 29 年以降に字幕放送、手話放送の義務化を実現するよう、検討してほしい	【N】技術的な課題や要員確保・コスト等の課題があるなかで、字幕放送の拡充に努めているところであり、まずは 29 年度までの拡充計画の達成に全力で取り組んでいく。29 年以降については、放送・通信を取り巻く社会的・技術的状況が大きく変化していることが見込まれる。このため、字幕放送については、その時点での字幕付与の状況や要員・コスト等の諸課題の状況のみならず、放送・通信の進展を踏まえた情報伝達手段の多様化、新たなサービス形態の登場などを視野に入れ、聴覚障がい者の情報保障のあり方について改めて幅広い観点から多角的な議論を行うことが必要と考えている。手話放送については、技能面、技術面、要員・経費面等、克服すべき課題が山積している。このため、今後の放送・通信分野における技術の進展や新たなサービス形態等の状況を見極めつつ、29 年時点での実績を踏まえ、手話による情報保障の拡充に向けてより実効的な議論を行うことが望ましいと考える。 【民】字幕付与目標の対象時間である 7 時から 24 時の時間帯については、すでに高い割合で字幕が付与されている。また、現在でも再免許時に視聴覚障害者向け放送の実施に関する事項が審査項目となっているほか、①かな変換が困難であるという日本語特有の問題、②字幕付与が難しい生放送による情報番組が多い、③再放送番組が少ない、等の日本の放送に特有の事情があり、義務化にはなじまない。 また、手話放送については、①手話映像のオン・オフが技術的にできないため、視聴者が手話放送の有無を選択できない、②手話番組は画面の相当部分を手話に使用するので、画面上での制限が大きくなり、字幕等とは異なり、手話を入れるのに即した番組を個別に制作する必要がある、③番組への手話通訳者の確保においても課題が多い、という理由から、民放においては義務化は困難。
		22) 字幕放送・手話放送にあたっては、技術やルールを標準化し、各局の字幕放送・手話放送に格差がでないように検討をお願いする	【N】漢字表記や考查基準などの番組基準が放送局によって異なることから、ルールの標準化は困難と考える。また、放送事業者としては、よりわかりやすい表現や効果的な演出に向けて、表示位置や色などの工夫を行うなど、常時、改善に取り組んでおり、ルールの標準化がかえってこうした放送事業者の努力を阻害することにもなりかねないと考えている。技術についても、これまでの長い取り組みのなかで、各社それぞれの放送システムのなかで字幕制作機能や設備を整備し、そのノウハウ等の蓄積をもとにより分かりやすい放送に向けて改善を重ねてきたところである。技術の標準化は経費負担を含めて現実的に困難である。 【民】現状では各局間で特段の格差が出ているとは認識していない。

共 通	全難聴	23) 放送と通信の融合の形態も対象にする	【N】放送と通信の融合や技術の進展で、多様な端末での情報入手や新たなサービスの登場等が予測されるところである。緊急災害時への対応も含めて、多様な手段・伝送路による情報提供を進めていくことが必要と考えており、将来的な議論として、あらゆるメディア・手段等を取り込んだ情報保障のあり方について議論していくことも必要と考える。NHKとしては、インターネットやデータ放送、携帯端末等の活用も積極的に行っていきたい。現在、NHK技術研究所では、放送と通信の連携システム「ハイブリッドキャスト」の研究開発を進めている。手話放送は、画面に手話の映像を合成するために制約が多く、番組の拡大が進んでいないが、このハイブリッドキャストでは、手話の映像を通信を使って送り、それを受信機で放送の映像と合成するなど、必要な方が必要なときに手話映像をオン、オフして見られるといったサービスの可能性を研究している。実現にむけては、制度の見直しや標準化が必要であるほか、通常の番組に手話を付与することは、手話の付与を前提にして制作された番組より、情報量が多く、内容を全て正確に通訳することが難しいうえ、手話通訳者の要員を確保するといった課題がある。NHK技術研究所では、手話CGの開発を行っているが、実用化にはまだ時間がかかり、当面の目標として、気象ニュースを翻訳できる技術基盤の確立を目指しているところである。 【民】ウェブサイトに掲載する動画ニュースには、キー局を中心にテキストを掲載するなど、放送事業者として可能な限りの努力をしている。
字幕放送	ろうあ連盟 全難聴	24) 指針の普及目標とする対象時間及び番組の枠をはずし、すべての番組に100%字幕をつけるように目標設定を求める	【N】NHKではより多くの番組にできるだけ早く字幕を付与していくことを基本スタンスとして取り組んでいる。しかしながら、技術的な課題や要員・コスト等の課題があり、これらを一気に解決することは困難な現状がある。このため、着実に付与率を向上させていく計画を策定し取り組んでいくことが、字幕付与率を100%に限りなく近づけていくうえで最も効果的で現実的な手法であると考えている。現在の29年度までの拡充目標・計画も、技術動向やこうした考え方のもと、策定されたものと理解している。まずはこの計画を達成することに最大限努力していくことが何より重要と考えており、取り組んでいるところである。対象時間等についての議論はその後で改めて行うことが適当と考える。 【民】現在も、対象時間以外で字幕付与している番組はある。しかし、字幕制作費と予算、また放送スケジュールとの兼ね合いもあり、すべての番組に100%字幕付与は困難である。また、権利処理上等の理由により、付与できない番組も多い。
	ろうあ連盟	25) テレビCMへの字幕付与についても普及目標を設定して欲しい	【民】字幕付きCMの放送については、在京テレビ社を中心にトライアルを積み重ねており、それらを踏まえ、民放連の場でCM素材の搬入ルールの取りまとめを目指し、検討を進めている。ただし、字幕付きCMの制作や出稿は、広告主側（広告会社・制作会社含む）で判断いただく事柄であり、テレビ社側で搬入後のCM素材に字幕を付与することはできない。現状では、広告を出稿する側の体制がととのうまでには時間を要すると思われる。このため、字幕付きCMの普及目標を設定する環境にはないと考ええる。

字幕放送	全難聴	26) 字幕放送の法的義務付けに関し、キー局の他、ローカル局も対象とする (IPマルチキャスト放送、BS、CS、放送大学など目標と達成方法は異なってもよい。)	【N】限られた要員や経費のなかで、全国放送における字幕付与の拡充に取り組んでいるところであり、地域放送に字幕を付与していくことは困難が多いが、24年度からの3か年次期経営計画で地域番組の字幕放送の拡大を盛り込み、段階的にローカル局の字幕拡大にも取り組んでいくこととした。具体的には大阪、名古屋などの7局の主要ニュースの一部について字幕付与していきたいと考えている。制作・技術スタッフの確保の問題や、地域に生字幕に対応できる字幕制作会社がほとんどないことをふまえ、音声自動認識装置にリスピーク機能を付加する方式での実施を検討(3月から東京で同様の方式による試行を実施、検証を行う予定)している。1局あたりの設備導入経費は1~2億円程度。これに運用経費がかかるうえ、修正・リスピーク要員等の制作・送出スタッフの確保・育成に今後取り組んでいかなければならない。地域における字幕付与を行う体制や基盤の整備に一部着手したという段階であり、義務化は困難といわざるを得ない。 【民】ローカル局では、基本的にキー局発のネット番組について、高い割合で字幕が付与されている。一口にローカル局といっても、会社規模、地域状況、経営状況等により、設備等に大きな違いがあるため、一律に扱うことは難しい。ローカル局の収入規模等を考えると、字幕放送設備を直ちに準備することや、字幕制作要員の確保は困難。また、地方には制作会社が少なく、外注するにも受け皿が少なく、通信費負担が生じることも問題である。これらの理由から義務化は困難である。
		27) 緊急時の字幕放送実施に向け、音声認識に代わる方式について各放送事業者で検討すべき	【N】NHKでは、音声認識のほかスピードワープロやリスピーク方式など、番組の特徴にあわせて様々な方式を採用し字幕を制作している。緊急時は、事前の原稿がないことから、リアルタイムでの字幕付与となる。現時点では品質・スピードとも最も優れ、実績もあるスピードワープロ方式で字幕を付与しているが、要員確保等の面で課題もあることから、NHK技術研究所で開発を進めてきた音声自動認識装置にリスピーク機能を付加した方式の導入を検討している。音声自動認識率も向上しており、3月から16時台のニュースで導入し実地検証を行うこととしている。このなかで緊急時の字幕放送への対応状況等を検証していく。 【民】東日本大震災の際は、民間放送事業者は、音声認識ではなく、高速入力方式で字幕放送を実施した。しかし、高速入力方式は、要望の20)に対する回答のとおり人的資源に限りがあり、長時間連続した実施は困難である。
解説放送	日盲連	28) 解説放送とは番組のどこまで解説が入っているものとするのか区分・定義が明確でない	【総】放送法(第4条第2項)では解説放送を「静止し、又は移動する事物の瞬間的景像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組」と規定している。 他方、総務省が視覚障害者に対して行ったアンケート結果でも、「解説が煩わしく感じる」「解説内容が不十分」「ニュースや音楽番組で、特に解説は必要としない」等多様な意見があることから、現時点で番組に付す解説の内容や量について、一義的な基準を設定することは困難。

解説放送	日盲連	29) NHK や民放の区別なく目標設定をして欲しい	【総】NHK教育については、現指針策定時における解説放送の実施状況を踏まえ、更なる充実を期待し、指針ではNHK総合や民放広域局よりも高い目標数値が設定されているところである。
手話放送	全難聴	30) (緊急時放送において) アナウンサーの横に手話通訳者を立たせるようにして欲しい	【N】東日本大震災直後の「福祉ネットワーク」ではキャスターとゲストの間に手話通訳者を配置し、必要な情報をお伝えした。一方で総合テレビのニュースについては、情報量が多く、特殊な用語や専門用語などが使われることも多いため、手話通訳者をアナウンサーの横に配置したとしても、手話で正確に翻訳・表現することは極めて困難である。加えてニュースの原稿が放送直前になるケースや緊急のニュースが入る場合は、手話付与のための原稿の要約や適切な表現への置き換えを行う時間も手話による対応は事実上不可能である。また、放送で手話通訳をお願いできる方を総合テレビの定時ニュースで手話を付与していただくの規模で確保することは現実的に難しいという課題もある。 【民】要望の19)及び21)に対する回答のとおり、手話放送は画面に制約を加えることになるうえ、アナウンサーが映らないと手話通訳者も映らないことになり困難である。
その他	日盲連	31) 緊急字幕放送やニュースにおけるテロップを、副音声化等により、視覚障害者にもわかるように実施して欲しい (テレビの文字情報を音声化して欲しい)	【N】NHKの技研では、地震速報については自然な読み上げ音声を生成し、副音声チャンネルで自動送出するための技術開発を行ったが、ニュース速報などの文字情報の読み上げについては、正確な読み仮名やアクセントにも対応する必要があるため実用化に至っていない。また、合成した音声を副音声で自動送出するためには、放送局設備の対応が必要で、実現するには課題が多い。また、アナウンサー等に読み上げで対応する方法では、要員の確保が課題となる。 【民】現在、各局とも、放送運行を自動化(APS)している。テロップでの緊急ニュース速報時のみ副音声対応することは、システム上困難である。システム上の問題をクリアしても、主音声と全く別の音声の流れ、かえって聞き取りにくいなどの課題が残ると考えられる。
		32) 外国語放送は、副音声等により翻訳音声を放送して欲しい	【N】外国人のコメントについては、出来る限り吹き替えを行うよう努力している。ニュースは限られた制作時間の中で生放送しており、外国人のコメントの字幕や音声の吹き替えは、多くの場合、放送時間にぎりぎり間に合う状態で作っているのが現状である。特に、音声の吹き替えは字幕作りに比べてはるかに手間と時間がかかることから、外国人のコメントのすべてについて音声の吹き替えを行うことについては、時間や要員の制約という課題がある。なお、NHK技術研究所で、ニュースのような文章を単調に読み上げる合成音は作成できるようになったが、表現の面で不十分なため日本語吹き替えなどのように内容を的確に伝えるにはまだ課題があり、放送品質には至っていない。また、合成音声を第二音声チャンネルで自動送出するには、放送局設備の対応が必要となるなどの課題がある。 【民】キー局のニュースを中心に、外国人のインタビューなどには、ボイスオーバーして日本語訳音声をつけている場合も多くなってきている。しかし、当該ニュースの入ってきた時間と放送時間の関係などから、100%の付与は困難である。

その他	日盲連	33) データ放送については音声と点字の両方で対応できるようにする必要がある（実現の課題は何か）	【N】NHKの技研では、EPGや字幕データの音声読み上げ、点字表示などが可能な視覚障害者向け受信機の実用化レベルの試作器を開発し、視覚障害者によるモニター評価でも好評を得ているが、市場規模が小さく商業的に成り立ちにくいことから商品化には至っていない。また、データ放送で放送されるテキストの読み上げ、点字表示なども技術的には可能だが、実用化のためには、現在のデータ放送には含まれない補助情報が必要となるため、新たなルールを決めるためのスキームが必要となる。 【民】こうした研究は、放送事業者としては現在のところ行っていない。
	老テク研	34) 簡単リモコンに字幕ボタンのないものがあるので、是非字幕ボタンを付けて欲しい	【総】ご要望の趣旨は、業界団体等へ伝えたい。
		35) 自治体に防災、減災、防犯の高齢者向け ICT セミナーを実施していただけるようお願いする	【総】地方公共団体への要望であり、また視聴覚障害者向け放送の充実とは別の事柄ではあるが、ご要望の趣旨を担当課に伝えたい。

デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送の充実に関する研究会 報告書概要

資料10

■ 前回の取組

デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送に関する研究会（平成18年10月から5回開催、平成19年3月報告書）
「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」策定（平成19年10月）

■ 本研究会

平成24年1月から4回開催、平成24年5月報告書

■ 5年間の変化

- ・視聴覚障害者向け放送の実績＝字幕は確実な実績／解説は横ばい／手話は低い水準
- ・技術動向の変化＝様々な技術の進展みられる一方、更なる課題や市場規模の制約のため実現が困難なものも
- ・障害者を巡る状況＝障害者権利条約署名、障がい者制度推進本部設置、障害者基本法公布
- ・東日本大震災等大規模災害の発生＝緊急時の視聴覚障害者向け放送への認識が高まる

視聴覚障害者向け放送充実に向けての提言

【緊急放送】

- ・NHKにおいては、音声自動認識技術の試行結果も踏まえ、全ての定時ニュースへの字幕付与の早期実現に努力
- ・民放は課題を共有し、対応の推進に努めることを期待

【字幕放送】

- ・ローカル局においては生放送を含めた自主制作番組へできる限り字幕付与することが望まれる
- ・CM字幕放送について引き続きスポンサー企業との調整や放送事業者間の検討を進めることが望まれる

【解説放送等】

- ・解説放送を付すことができない放送番組の基準を指針に明記すべき
- ・図表等や外国語でのコメントについて視覚障害者への配慮

【手話放送】

- ・行政指針へ新たに手話放送普及目標設定を行うべき

【その他】

- ・高齢者に対する字幕、解説放送の周知活動を行う
- ・関係者による意見交換の場を引き続き確保する

等

更なる視聴覚障害者向け放送の推進に向けて

＜今後への要望＞

- ・字幕放送の義務化
- ・指針普及目標対象時間及び番組の枠を外すべき
- ・解説放送についてNHKや民放の区別がない目標設定
- ・手話CGの実用化に向けた開発の推進
- ・財政支援の充実・重点化に努力

等



目標達成状況を踏まえ、新たな指針等について検討を行う際には、主要な論点として取り扱う